令和４年　東川町議会　第１回定例会　会議録（２日目）

１．招集年月日　　令和４年３月 14 日
２．招 集 場 所　　東川町議会議場
３．開　　議　　令和４年３月 14 日　　午前９時 30 分
４．閉　　会　　令和４年３月 14 日　　午後１時 43 分
５．会　　期　　令和４年３月７日～３月 14 日　８日間
６．応 招 議 員

１番　杉　本　岳　大	２番　山　家　祥　幸
３番　飯　塚　達　央	４番　薦　田　敏　次
５番　能　登　暢　吉	６番　畑　中　雅　晴
７番　藤　倉　智恵子	８番　安　原　芳　博
９番　正　満　正　義	10 番　鈴　木　哉　美
11 番　鶴　間　松　彦	12 番　高　橋　昭　典

７．不応招議員　　な　し
８．出 席 議 員　　応招議員に同じ
９．欠 席 議 員　　な　し
10．地方自治法第 121 条の規定により提出議案等の説明のため出席した者の職氏名

町　　長	松　岡　市　郎	産業振興課長	菊　地　　伸
副　町　長	平　田　章　洋	旭岳ﾋﾞｼﾞﾀｰｾﾝﾀｰ所長	三　島　光　博
副　町　長	市　川　直　樹	農地整備課長	中　山　善　敬
教　育　長	杉　山　昌　次	都市建設課長	矢ノ目　俊　之
会計管理者	西　原　　香	診療所事務長	金　山　裕　之
企画総務課長	佐　藤　文　泰	農業委員会会長	津　谷　俊　弘
適疎推進課長	窪　田　昭　仁	農業委員会事務局長	北　口　由美子
東川スタイル課長	高　石　大　地	学校教育課長	大　角　　猛
保健福祉課長	佐々木　英　樹	生涯学習推進課長	佐々木　貴　行
税務定住課長	吉　原　敬　晴	子ども未来課長	藤　川　裕　充
文化交流課長	藤　井　貴　慎	代表監査委員	安　井　繁　光
写真の町課長	竹　田　慶　介	選挙管理委員会委員長	西　川　宗　孝

11．本会議に職務のため出席した者の職氏名
事務局長　本多　大樹　　次長　塚原　裕美　　書記　阪部　友洋
12．町長提出議案の題目
議案第１号　令和４年度東川町一般会計予算について
議案第２号　令和４年度東川町公共下水道事業特別会計予算について
議案第３号　令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計予算について
13．議員提出議案の題目
一般質問
杉本岳大　【一問一答方式】
(1) 公共施設について
鶴間松彦　【一問一答方式】
(1) 東川町内の小学校及び中学校の給食費を無料化することについて
(2) 「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言」の具体化について
鈴木哉美　(1) 不登校児童生徒への支援について
(2) 香害、化学物質過敏症について
(3) 町立日本語学校の運営体制について
藤倉智恵子　【一問一答方式】

(1) 水田活用の直接交付金について

発議案第１号　東川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

意見書案第1号　中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査を求める意見書について

意見書案第2号　助産所における出産の体制確立を求める意見書について

意見書案第3号　地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書について

意見書案第4号　「水田活用の直接交付金見直し」の再検討を求める意見書について

決議案第１号　ロシアによるウクライナへの軍事侵略を非難しロシア軍の即時撤退を求める決議について

調査報告第1号　学校教育及び生涯学習推進分野における現状について（総務文教常任委員会）

調査報告第2号　東川町における除雪対策の現状・課題について（産業建設常任委員会）

閉会中の所管事務等の調査の申し出（総務文教常任委員長）

閉会中の所管事務等の調査の申し出（産業建設常任委員長）

閉会中の所管事務等の調査の申し出（議会運営委員長）

14．議　事　日　程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

15．会議録署名議員　（３月７日に指名）

３番　飯塚達央議員、４番　薦田敏次議員。

○開会　開　　議

議長（高橋昭典君）　ただいまの出席議員は12名で開議定足数に達しております。
よって、会議は成立いたします。
これより直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

議長（高橋昭典君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○日程第１　一般質問

議長（高橋昭典君）　日程第１　一般質問を行います。
通告順に質問を許します。
１番、杉本岳大君。
杉本議員の一般質問は、一問一答方式を選択しています。
場内時計で10時15分までです。
終了５分前になりましたら、通知します。

１番（杉本岳大君）　それでは、私の方からは、公共施設について、現在の町内の状況と今後の将来についてお伺いしたいと思います。
では、質問の通告書の方を読み上げさせていただきます。
東川町の公共建物数、延床面積、町民１人当たりの公共建物の延床面積の現状と今後について伺います。
一つ目の質問として、平成29年３月発行の東川町公共施設等総合管理計画によると、当時の東川町の公共建物は338施設、延床面積は９万5,000㎡とありますが、近年、民間施設の取得や新築、増改築等が続いている中で、平成29年の計画の公表以降から直近までの、新たに取得、建設済み、建設完了見込みの施設の概要、併せて、現在の公共建物数、延床面積、町民１人当たりの公共建物の延床面積について伺います。
私が調べた限りではありますが、他の市町村の公共施設等総合管理計画を確認すると、多くの市町村の公共施設の考え方として、全国市町村の平均人口１人当たりの公共建物の延床面積は3.42㎡であることから、この数値を基準と考え、この数値を上回らないよう公共建物の管理運営に取り組んでいる市町村が多く見受けられます。
今後の人口減少に伴い人口１人当たりの延床面積がますます増加することから、公共建物の統合や廃止に向けて実行することを計画している市町村が大多数です。
二つ目の質問として、平成29年発行の東川町公共施設等総合管理計画から５年が経とうしている中で、計画時と現在では、数値や情勢等で異なるところも出てきていると考え、計画の更新も必要であると思いますが、東川町では、他の市町村のこれからの公共施設に対する計画や政策を鑑みて、公共施設の管理運営の考え方の一つとして、町民にとって高負担とならない公共建物の延床面積、人口１人当たりの公共建物の延床面積の目安について伺います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

ただいま、杉本議員から２点のご質問をいただきましたので、先ず１点目につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

平成29年以降の施設について、どの程度あるのか、ということでございますが、これは８物件ありまして、うち１件は行政財産となっていますが、詳しい点が必要でありましたら、後ほど佐藤課長から答弁をさせたいと思います。

従いまして、現在の公共施設の数でございますが、338棟に８棟加えまして346棟となっています。

延床面積については、ご指摘のものから、4,255.4㎡増えまして、10万1,040.84㎡となっております。

町民１人当たりの公共建物の延べ床面積でありますけれども、平成29年２月。計画を策定した当時でありますが、人口が8,126人ということでありますから、これを面積で除しますと１人当たり11.9㎡。令和４年２月末の人口が、8,382人でありますので、これを増築といいましょうか、新しく加えたものの面積で除しますと、12.1㎡というふうになっております。

この、10万1,040㎡という中には、高齢住宅、学校等が入っておりまして、専ら授業にしか使わない、或いは、公営住宅の入居者しか使わないという、特定の人たちしか利用できないものも入っておりまして、約50％ぐらいは、そういう人たちの利用になっているわけです。

そういう利用のものも、全人口で除して、全国平均より高いとか低いとかという議論というのは、あまり私は意味がないのでなはいかと思っています。

町づくりというのは、町の価値を高めるためにやるわけでありますし、必要なものについては、しっかりと整備をしていくということではないかと考えています。

この質問の中に、「人口減少に伴い」と書いてあります。これは、公共施設の利用の１人当たりの面積というのは、人口が減れば減るほど大きくなってくというのは、杉本議員さんも多分、調べておられるのだと思います。ですから、当然人口が減っていく、或いは、人口が少ないところというのは、必要な施設というのは、人口で割りますと高くなってくということでございますが、これ、人口減少、なっていくでしょう。

我々行政として考えていかなければいけないのは、人口の減少をどうしたら食い止めるかということではないかと思うんです。

そのために、必要なものは整備をするということでなければいけないと思います。

この質問の中で、公共建築の統合や廃止ということを言っておりますけれども、そういうことを計画している市町村が大多数だと書いてありますけれども、少なくとも、私、上川管内の町長さん方とお会いをしておりますけれども、公共施設の統合をしようとか、或いは、廃止をしようというようなことを聞いたことはないんですけど。どこの町かわかりませんけれども。

例えば、類似性のあるものについて、整理統合しようということは有り得るんだと思います。しかし、我が町において類似性のあるものとは何でしょうか。小学校は類似性がある。しかし、小学校を統合することによって本当にいいのかと。我々は、地域の小学校をできる限り残そうということで、地域の均衡ある発展を図ってきているわけです。ですから、或いは、コミセンが各地域にありますけれども、これは、類似性の施設です。これ

も中央に集中してつくることがいいのかというふうになってくるんではないかと思います。この地域コミュニティ・センターというのは、地域を核とした、行政と地域を結ぶ非常に重要な役割を果たすものでありますから、そういうものを統合するということは、どういうことなのかと、いうことにも私はなってくると思うんです。

ですから、基準として人口１人当たりの平米数がどうだ、こうだというのは、あまり意味がない。それよりも、必要な施設をしっかりと整備をして、高負担にならないようにしていくということが重要なことではないかと考えています。

この中に、高負担という話しもございました。どの部分を指して高負担と言っているのかわかりませんけれども、我々は住民の皆さんが、負担が減るように、或いは、負担がないように、どうするかということを考えて、議会の皆さん方の議決をいただいて取り組んできているわけであります。

特に、今年から「適疎推進課」というのを創りましたけれども、そこは「稼ぐ行政」、いわば、今まで住民負担であったものを住民以外の負担ということで考えていこうということで、そういう取り組みも始めておりますし、今までも、そういう取り組みを行ってきたというふうに今、思っております。

それから、人口という考え方。この機会にお話しを申し上げたいと思いますが、人口には定義がないと思います。これをもって「人口」というのは、ないんだと思います。ですから、人口というのは、日本人であろうが外国人であろうが、東川に来るような人、全てを「人口」というふうにも言えると思います。

様々な表現として、「定住人口」、「移住人口」、「交流人口」、「関係人口」、或いは、「一時人口」というようなものもあるわけですから、我々は、こういう人口というものを東川に呼び込んで、消費の純増であるとか、或いは、雇用機会の確保であるとか、或いは、人口の増に結び付けていこうというふうに今、考えているところでありまして。

人口も定住人口だけをもって人口ではない。

例えば、せんとぴゅあのⅠ、Ⅱの負担なんかについては、住民負担はゼロですから。留学生があそこにいることによって、あの施設の維持費を全て負担をしているということになっているわけです。

ですから、人口という考え方というのは、もっと幅広く捉えていくべきだと思いますし、我々も、議会も、人口というのは、交流人口、関係人口、これをいかに増やして、行政の向上にどう貢献するように取り組んでいくかということが非常に大切なことではないかと思っております。

総合的な答弁になったかも知れませんが、欠けているところがあれば、またお答え申し上げたいと思います。

議長（高橋昭典君）　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　ありがとうございます。それでは、私の方で、東川町公共施設等総合管理計画。平成29年３月発行の計画書を私、手元に持ってます。町長も多分、おそらくお持ちになってますね。私ここの計画を見ていて、いくつか、今、どういう状況なのかなというところを確認させていただきたいと思うんですけど。

先ず１点目として、頁数で申し上げますと19頁。②公共施設等の総量適

正化。黒ポチで、全体最適の視点というところが項目としてあるかと思うんですけども、読み上げさせていただきます。

「公共施設等は、保有している限り、維持管理に関する将来コスト発生要因となります。従って、縮減のためには、公共施設の総量を現状以上にむやみに増やさないようにすることが最も重要です。必要最小限の施設整備を行いつつも、将来の人口減少を見据えて、新規の施設設備では、施設需要や施設維持にかかるコストなどの将来予測を踏まえ、本町の適正な総量の範囲内となるよう、全体、最適の視線で検討します。また、既存施設の更新に当たり、現状よりもダウンサイジングを図るなど、総量が増加しないよう努めます。」と、平成29年時点の計画では、東川町からこのように計画をされて、説明をされているのだと思うんですけども。

５年経っていますから、いろいろ考え方も少しずつ変わってくるんだろうなって思うんですけども、先ずここでいう「本町の適正な総量の範囲」というのが、どれぐらいのものなのか。多分この当時、数値として、その適正な総量の範囲というのを決めてるんだと思うんですけども、それで、最適の視点で検討すると。また、この当時、施設の更新に当たり、現状よりも、ダウンサイジング。「ダウンサイジング」というのは、機能をいろいろ集約したりだとか。あと、大きいものを小さくしたりだとか、そういったものだと思うんですけども。そういったものにも、努めていきますと、この当時は、計画にはうたってあるんですけども。

今現状で、「適正な総量」っていうのが一体どれぐらいのものなのか。今後、公共施設を計画していく中で、やはりこの「適正な総量」っていうのを見ながら、私たちも判断していかなければいけないのかなと思いますので、ここのところを説明いただいてもよろしいでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　ここで、「適正な総量の範囲内」と、こういうふうに書いてありますけれども、これは、時代はいろいろと流れているわけです。で、変化しているわけですね。

今から20年程前、人口は増えない、と。それは、国立社会保障の人口問題研究所でしょうか。そこが資料として出しているという話しでした。

私が町長になりました頃、人口は増えないのに、なんでそんなことやるんだと。人口減少は、ずっと見込まれるというような話しでございました。で、こういう時は、黙って辛抱して、時代の推移を見るべきであると、こういうようなご指導をいただいたこともございました。

もしもその時、静観をして、何もしなかったら、今日のように人口が、8,300人、400人というふうに増えていたでしょうか。増えてなかったと思います。おそらく、7,000人を切るような、そういう状態になってきたと思うんです。

ですから、国の人口は減ると言ってる。我々は増えてきた。なんで増えてきたかというと、やっぱり、いろいろなものを整備して、魅力づくりをしてきた、町の価値を高めてきたということだと思うんです。

それに伴って必要なものが、当然、施設としても出てくるわけでありますから、そういうものを必要な範囲内で整備をしていく、ということではないかと思います。

時代の流れを見ながら、そして、時代を予測しながら、必要なものを必

要な範囲内でやるというのが、この本町の適正な総量の範囲内ということに、私はなるんだと思うんです。
　ですから、時代の流れを見、そして時代を予測しながら、進めていくということでありまして、我々は、人口この8,300人ぐらい、いますけども、8,000人の人口を下回らないように、どう魅力づくりを図っていくかということが大きな課題であると思います。
　ですから、総量を数字で示すようなものは、有り得ないと。必要に応じてやるわけですから。
　例えば、公営住宅が必要だとすれば、公営住宅をどんどん造るということも、必要になってくるでしょうし。
　その時代の変化によって、造る施設なんかについては、当然変わってくるんだろうと思います。そういう範囲内ということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）

　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）

　私は、どれぐらいの数値なのかということをお聞きしたかったんですけど、なかなか、それが数値として出すことが好ましくない。何というんですかね。人口減少しないように、魅力ある町づくりをしていかなければいけない。で、適正な総量の範囲というのは、数値では、なかなか示すことができないという解釈でよろしいでしょうかね。わかりました。
　そうなると、この計画に対して、例えば、一定期間において計画というのは、随時、評価していったり、その計画通りきちんと進んでいるのかどうかとか。進んでないのであれば、改善していかなければならない。よくいう、ＰＤＣＡサイクルって言うんですかね。プラン、ドゥ、チェック、アクション、改善ですかね。そういったもので、計画っていうのは、見直しかけて、やっていくもんだろうなと思うんですけども。今後、私の希望としては、数字で表した方が、計画も評価、改善しやすいのではないかなと。やっぱり、それぞれ、町長の思いだとか、やっぱり思いだけで、町づくり大事なんです。思いが一番大事なんですけども、やっぱり数字っていう面も少し気に掛けていただくような町政であってほしいなというのが、私の感想というか、希望です。
　では、続きまして、今現状、どのように検討してるのかということを確認させていただきたいんですけども。その下のところで、二つ下ですかね。需要と供給の視点というところがあるんですけれども、ここもちょっと私、読み上げさせていただきます。
　「公共施設等には、様々な施設需要があり、町づくりを進めるうえでの重要な要素となるものです。しかし、公共施設等に求められる機能と物理的な施設等を区分し、施設ありきではなく、機能に着目する必要があります。行政は必ずしも、施設を所有せずとも、民間活力の導入によって、機能を満たす方策や施設の複合化による需要と供給の集約など、公共施設等の需要に対する供給の視点について、その手法について幅広く検討する必要があります。」と。で、５年前、このように検討する必要がありますよねと。おそらくこれも、行政が必ずしも施設を所有せずともという文面からも、おそらく所有することによって、将来のコスト負担だとか、そういったことを考え、なるべく町が持つんではなく、民間の施設があれば、そこを活用したりだとか、いろんな政策でいろいろやらなければいけないと

いうことを多分考えて、こういった計画を立てていらっしゃると思うんですけども。今、５年経った中で、需要と供給の視点については、町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　我々としては、需要のあるものについては供給していく。需要というのは、サービスでしょうけども。住民の皆さんから、そういうサービス需要があるとすれば、それを実現していくというのが、我々の使命だというふうに考えております。

その使命というのは、一つは民間でできるところ。それは民間の力を借りるということもあるでしょうし、行政が所有して、それを民間の方に委託をして、その中で運営をしてもらうという方法もあるんだろうと思います。

ですから、いろいろな方法というのはあると思いますので、必要に応じてどれを選択するかというのは、考えていったらよろしいのではないかと思います。

先程、数値の話しがございましたけれども、施設っていうのは、それぞれ目的を持っている施設が多いんですね。ですから、それを総体の人口で割り付けるということはどうかということと、それから人口というものは、先程お話し申し上げましたように、住民だけではなくて、住民以外、観光客であるとか、留学生であるとか、或いは、町へ来て滞在をする、そういう人たちが使うということもございますので。

それを一律、その分母を何にするのかわかりませんけども、定住人口だけで割って、数値を出すというのは、極めて不適切なことではないかと思います。

例えば、住民だけが使用するというようなものを住民人口なり、対象人口で割って、平米数を出すというのは、それは有り得るかも知れませんけども。

行政というのは、スーパーの物売り場とは違って、一定の面積でなんぼ売れたとか、そういうことではないと思います。

ですから、そういう視点ではなくて、施設の目的によって考えていくべきだと考えています。

議長（高橋昭典君）　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　施設はいろいろと目的に応じてというところで、前にご説明があったと思うんですけども、私、お隣りの町の旭川市の同じ計画書をインターネットの中にありましたので、どんなものなのかと見てたんですけども、旭川市では、先ず、建物一つひとつを評価する作業をしています。で、今後、これは建て替えが必要。よく筑後30年で改修ですかね、60年で建て替えなのか、若しくは、場合によっては、建物を取り壊すっていう、そういった流れがあるみたいなんですけども。

旭川市に限らず、いくつかの、私も全市町村の計画書を見ているわけではないんですけども、その中で見受けられるのが、やっぱり、建物一つひとつを評価して、今後建て替えが必要なのか、若しくは、機能を集約化で

きないものなのか、二つある建物の複合化だとか、いろいろあるみたいなんですけども。そういったものを先ず評価していくってことも大事なのかなと。

今後の東川町の計画と、全部、今ある建物は、必要なものだと思うんですけども、ここの計画書にも書いてある通り、将来、コストを予測、コストがかかるということは、計画の中でも気にしてるみたいなので、そういったものも一つ必要なのかなと思います。

続いて、またその計画書の中で、「公共施設等の経費削減」っていう、項目があります。同じ19頁の下の段ですか。ここも、「検討」って書いてあるんですけども、今現在の検討をお聞きしたいんですけども。

「公共施設等の経費削減について。公共施設等は保有していることで、電気代、光熱水費、管理委託費など、施設に係る経費が発生します。経常的な経費削減を図ることは当然のことですが、契約方式の見直しや民間活力による新たな事業展開によるコスト削減。設備等の更新では、将来コストを抑制できるものへの変更など、公共施設等の維持管理に係る財政負担軽減を検討します。」と書いてあります。５年前に。これも、５年経ったので、今現状、どのように検討しているのか、確認させていただきたいんですけども、お願いいたします。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　先程、旭川市の例をお話しされましたけれども、これは、旭川市ばかりではなくて、東川町においても公共施設については診断をして、大規模改修なんかをやってきております。

昨年は第三小学校をやりましたし、今年は第二小学校をやると、或いは、環境改善センターにしてもそうですし、中学校にしてもそうですし。それらの工事というのは、計画的に改修を行ってきているわけです。それは、杉本議員もしっかりご理解いただいているだろうと思います。

で、コスト削減っていうのは、いろんなコストの削減の方法があると思います。例えば、光熱水費がかかるとすれば、電気をＬＥＤ化に替えるということも一つでしょうし、再エネのパネルを付けるということも、これはコストの縮減に繋がっていくわけでありますが、何よりも杉本議員が当初から仰っているように、人口が減ったらコストが上がるんですよ。そうですよね。人口が減れば、当然負担する人の割合が増えるわけですから、当然コストは上がるわけです。それを考えれば、何をしなければいけないかということは、自ずから見えてくると思うんです。

それは何かというと、人口を減らさないということです。人口といいますのは、先程から言ってますように、東川町に住んでいる人だけではなくて、町外から入ってくる人たちも含めて人口と言ってるわけですから、そういう人たちの数を減らして地元の住民の皆さんのコストが上がらないようにする。ここが一番重要なことではないかと思うんです。必要に応じて類似施設は整理統合するということは有り得るとは思うんですけども、本町の場合においては、そういう類似施設が重なっているというようなところは、今のところないんではないかと思います。

ですから、必要に応じて、もしもそういうのが増えてきたということ、或いは、更新するというときには、機能を整理して統合するということは、有り得るんではないかと思いますけども、今直ぐここをこうしなければな

らないというようなところは、全くないというふうに考えております。

議長（高橋昭典君）　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　そうですね。わかりました。
そうしましたら、先ず、この計画書なんですけども、期間が30年間。平成29年、2017年から当時でいったら平成58年、2046年。30年間の計画ですよと書いてあります。で、30年間あれば、多分当初の計画通りには、なかなかいかないこともあるんだろうなと思いますので、お隣りの旭川市さんとか見たりだとか、お隣りの美瑛町さんも、令和３年度計画をちょっと改訂したり、更新したりしてるんですけども、東川町としては、建物346施設。建物だけ言えばなんですけども。こういったものを評価して、いろいろ大規模改修等、先程小学校の大規模改修だとかされていると思うんですけども、どうでしょうかね。これ、一定期間、定期的に計画の見直しというのも必要なのではないかなと。30年間この計画でずっと突き進むっていうのも、やはり将来予測っていうのもなかなか難しいと思います。
おそらく、人口も予測通りいかないこともあると思いますし、逆に人口減少だって言われてる中でも、もしかしたら東川町はさらに人口は伸びて、今、適疎を目指してますけども、それとは反して、どんどんどんどん増えていってしまう可能性もありますんで、どうでしょうかね。５年毎ぐらいに現状を評価して、また、変更が必要なところは変更したりだとか、そういったものを東川町でも是非取り組んでいただきたいなと思うんですけども、これについては、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　計画自体は 20 年。30 年と仰いましたけど、20 年とういうことになっておりますが、20 年の計画になってるようであります。
私共は、公共施設いくつもありますけれども、公共施設を診断いたしまして、そして改修が必要なものについては、適時更新、診断に基づいて改修をするということを行っておりますので、この計画そのものは、課題も含めていろいろなものが書かれているわけです。ですから、計画にあるようなことを、例えば、考えられるとか、必要だとかっていうものについては、我々が検討して、その施策をしっかりと打ち出していくということが必要ではないかと思うんです。
ですから、施設については、我々素人がどうこうっていうんじゃなくて、必要に応じて診断をして、その診断に基づいて改修をしていくということが必要ではないかと思いますし、新たな施設が必要になってきたということについては、議会の皆さん、或いは、住民の要望等を聞きながら、整備をしていくということが必要になってくると思います。
いずれにしましても、先程来お話しが出ておりますように、我々適疎な町というのを進めておりますが、適疎な町の人口というのは、定住人口で概ね 8,000 人から１万人ぐらいの間だろうと思うんです。そして、若い人たち、Ｗｉｔｈたちが循環をしていくような機能をつくるということと、そして、交流人口、関係人口を含めて、どう拡大をしてくかということだと思います。

ですから、定住人口プラスの拡大する交流的な人口を増やすために、様々なものを整備するということは、当然必要になってくるわけでして。
そういう負担というのは、住民負担ではなくて、来ていただくお客様に負担をしていただくということを考えていく必要があると思いますし、そういう運営も行政だけが運営するのではなくて、民間の持っているノウハウなんかを借りながら、しっかりと運営していくということが大切なことではないかと思います。
ですから、大幅な見直しはなくて、特に見直しをしなかったら計画が進まないというものについては、見直しをしていく必要があるかと思いますが、これは、総論について書いてありますので、その総論の中から、各論の必要なところは、それぞれ必要に応じて検討していくということでよろしいんじゃないかと思います。

議長（高橋昭典君）　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　ありがとうございます。
計画の見直しについて、もう少し、さらにお聞きしたいと思うんですけども。
ここで、確か「総論」というお言葉がキーワードとして出てきたんですけども。この計画書には、いろんな数字が入っています。平成29年当時の数字かと思うんですけども、この数字は、今現状で変わってきてる。
先程公共施設数も増えて、延べ床面積は９万5,000㎡あったものが、今は10万㎡超えましたよとなってるかと思うんですけども。
この現状の数字に、置き直すってことは、できませんでしょうか。
ちょっと、ここをお聞きしたいんですけど。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　その現状の数字に置き直すというのは、容易だと思います。それを置き換えすることによって、住民福祉にどのように向上するかということがあると思います。
ですから、そんなに意味のある話ではないんではないかと。これを今の数字に置き換えたとしても、私はそう思いますけれども。この今の数字に置き換えることによって住民の幸せ度がドーンと増すとかというなら別ですけども。これに手間暇かけることがあるのであれば、ほかの方に、稼ぐ方にこの労力を使った方がいいということもあると思います。もしも、これを書き換えることによって、住民の皆さんに、こんな素晴らしい夢と希望が与えられるんだということであれば、ご指摘をいただければ、早急に修正したいと思います。

議長（高橋昭典君）　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　なかなかちょっと、私の質問と町長の返答というのが、上手く噛み合わないというか、すみません。もう一回確認したいんですけども。
計画書ですから計画ですし、またこれも数値を更新していくことによっ

て、現状の東川町っていうのは、どういったものなのかということが、多分、町民の皆さんにも確認いただけると思いますし、これを確認したから、先程の町民の幸せ度。町民の幸せとは、ちょっとまた横に置いといていただいて。これはあくまでも公共施設についての管理、運営について、今、お話ししてるので、管理、運営上、数値が更新されてないというのは、私は、そんなに労力かからないものであると、町長も仰っていただいているので、これは最新のものに更新していただいて、これから、必要に応じて計画も随時見直していただくような町になってほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　現状について、住民の皆さんに認識をしてもらうということは、別にこの公共施設の管理計画書でなくても、様々なもので人口の推移はどうなっている、財政の推移がどうなっている、或いは、建物についてはどうなっているというのは、知り得ることはできるんだと思いますし。今年は私の行政執行方針の中でも述べておりますように、住民の皆様方にわかりやすく、公共施設の管理運営の現状とあり方みたいなものを策定いたしまして配布をするということにいたしております。

例えば、せんとぴゅあのⅠとⅡというのがありますけれども、あの運営は一体どうなっているのか。あんな施設を造って、住民負担が物すごくあるんではないかというふうに思っている住民の方もいらっしゃいます。

ですから、そういうものを実はこうなんですということ。もしも、それがダメだったら、こういうことで運営していきますという、施設運営にあたっての考え方というのは、二つか三つあるわけです。

それらをしっかりお示しをするということで、住民の負担が高負担になっていないと。そして、将来の財政も安定的に行えるという資料を適疎推進課の方で作ることにいたしておりますので、できましたら、それを住民の皆さん方にしっかりとお配りをし、理解をしていただきたいと思っております。

議長（高橋昭典君）　１番、杉本岳大君。

１番（杉本岳大君）　なかなかちょっと数字で表すことが難しいことなんだろうなというところで、ちょっと今、私、町長のお話しを聞いて思いました。

住民の方、町民の方というのは、やっぱりわからないものに対して、確認ができてないものに対して、不安に思うことってあると思うんですよね。これはどんな物事でも、不確定なものだとか、現状がわからないものに関して凄く不安に思いますので、せっかくこういった計画書がありますんでね、それを上手く更新なりをして、これも一つ活用していただければと思うんですけども、わかりました。

あと最後に。

議長（高橋昭典君）　杉本岳大君。残り５分です。

１番（杉本岳大君）	では、最後に締めさせていただきたいと思います。 計画の更新は、今のところ考えてはいないというお答えでよろしかったんですよね。
議長（高橋昭典君）	町長、松岡市郎君。
町長（松岡市郎君）	今のところ考えてはおりませんけれども、必要が生じた場合には改訂をしたいと思います。これは、改訂すると言っても数字的なところが主なものなのでありまして、財政の問題とか、或いは、施設の数がちょっと増えたとか。それは、難しいものではありませんので、そこだけ変えると。必要に応じて。必要ないなら変えないと思いますが。今のところは、必要ないと考えております。
議長（高橋昭典君）	１番、杉本岳大君。
１番（杉本岳大君）	ありがとうございました。 では、最後の締めとして、今後、数年以内にさらに公共施設の計画も現時点では決まってはいないですけども、そういった計画もあるということは、ちらちらとは聞いてますので、またおそらく施設数だとか、延べ床面積、町民１人当たりの負担だとかも変わってくるかと思いますので、随時、私たちも、できれば、公共施設を計画のある時に、計画書にある通り、それが適正な総量の範囲内なのかどうかというのも、一つ判断基準としたいものですから、そこもご配慮いただければ、私たちもより良い議論が、活発な議論が、公共施設の在り方について議論できるんではないかなと思いますので、是非よろしくお願いしたいと思います。 私の方からは、以上です。ありがとうございました。
議長（高橋昭典君）	以上で、杉本議員の一般質問を終ります。 次に、11 番、鶴間松彦君。 鶴間議員の一般質問も、一問一答方式を選択しています。 場内時計で 10 時 57 分までです。 終了５分前になりましたら、通知します。
11番（鶴間松彦君）	私は、東川町内の小学校、中学校の給食費の無料化、それから、「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言」の具体化について質問をさせていただきます。 最初に給食費問題でありますけれども、現在、国内の実質賃金は政府の資料でも年々減少しています。 特に勤労者の賃金が減少しているという状況になっております。特に子育て世帯は教育費なども高騰し深刻な状態となっており、今、子育て世帯に対する支援が最も求められていると考えております。 先の総務課が行った来年度予算に対する要望でも出させていただきましたけれども、小学校、中学校の給食費の保護者負担について、助成を是非していただきたいというふうに思います。 町長と教育長の考えをお伺いしたいと思います。 教育長については、現在の給食費の町負担とそれから保護者負担、どう

いうふうに決められているのかということと、教育現場の中での子どもたちの健康問題と給食の問題について、お考えも含めてお伺いできればと思います。
　どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　今、給食費の無料化についてお話しがございましたけれども、給食費については、年間8,800万ぐらいかかる。それで、受益者の皆さんと言いましょうか、保護者の皆さんから、いくらいただいているかと言うと、約4,600万くらいいただいているわけです。ですから、8,800万と4,600万の差、4,200万は町が負担をしている。ですから、これは、助成していると言っても過言ではないかと思います。
　この4,600万を無償化するということは、4,600万のお金が町に入ってこないということにはなるわけです。この4,600万のお金含めてですけれども、もし、無償化すれば、4,600万は町費から払わなければいけないということになります。
　この4,600万というお金があったとすれば、これを学校給食費の無償化に使うのがいいのか、或いは、子育て支援教育の振興に使うのがいいのかということではないかと思うんです。一旦、これ無償化してしまいますと、当分の間は無償化しなければならないというふうに思います。
　ですから、例えば、この今回予算の中にみておりますけれども、学び舎ひがしかわの塾という公設の塾がございますけれども、そういったものに対する支援であるとか。或いは、育児の休養日のようなものを設定いたしまして、それに対する支援であるとか。或いは、学童に預けておられる子どもさん方の給食の提供であるとか。或いは、わくわくプレイスということで、児童館的な役割を果たしておりますけれども、そういったところに支援をするということがいいのかということでありまして。
　学校給食費も含めて、全てをやるということは、なかなか現状では、厳しいんではないかと思います。ですから、どちらを選択をするか、そして、今後また、こういうサービスを提供しながら、「東川いい町だ！」と言って、若い人たちが住んでいただく、そうするとまた税収、或いは、地方交付税が増えてくるんでないかと思いますが。
　そういった時に、では学校給食費も無償化しようかというような声が上がってきて無償化するということは、あり得るのではないかと思います。
　まあ、優先順位の問題ということに、私はなるんではないかと思います。

議長（高橋昭典君）　教育長、杉山昌二君。

教育長（杉山昌二君）　はい。何点かございましたうち、私がお応えすべきことについて、お話しをしたいと思います。
　先ず、保護者の給食費の負担については、今、町長から概略をお話しいただきましたけれども、基本的には、食材費をご負担いただくという

ことでございます。小学校については、一食当たり270円。中学校については、一食当たり310円ということでいただいておりますけれども、昨今の食材費の高騰によりまして、数％は、町の持ち出しで行っております。
　また、食材の考え方なんですけれども、以前も一般質問であったと思うんですけれども、基本的には、生産認証がきちっとしているもの、出所がきちっとしているものしか購入していないという状況です。
　また、納入先、生産先については、基本的には、第一優先は町内。町内でないものは道内。道内でないものは、やむを得ず国内と。基本的には、海外産のものは使用しないということで考えております。
　また、児童生徒の健康の関係で、給食が大変重要であるということは、認識をしておりまして、先程言ったとおり、きちんとしたものを導入を、食材についてはしている。また、加工についても、当日必ず調理をするという基本をしっかり行っております。
　また、最近アレルギーの子どもが増えておりますが、それについても、現有の施設で、できる限りの対応をしているところであります。ただ、人員だとか、施設だとか、完全に厳しいアレルギーの子に対して、それができるかっていうと、それは、ちょっと難しい場合がございますので、代替給食を用いたり、それでもできない場合というのは、お弁当対応もするという考え方で、基本的には、子どもの健康第一に給食を準備しているという状況です。以上です。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　今、教育長がお話しされましたように、保護者が負担しているのは、小学校で一食270円。中学校で310円。確かこれは、国の指導か何かで決めてやっているんだろうと理解しておりますけれども、それで、よろしいでしょうか。

議長（高橋昭典君）　教育長、杉山昌二君。

教育長（杉山昌二君）　特に国の指導で食材費だけ取りなさいだとか、云々かんぬんってことはないんですけれども、考え方としては全国的にこの基準で行っております。
　私、現在承知していないんですけども、町内での学校給食が始まる前の段階で、ひょっとしたら、国の方からそのような通達が出ていたかも知れません。申し訳ありません。以上です。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　町長のお話しで、様々な子育て支援。勿論その東川町も魅力ある町づくりということを含めて、学校の改築、新築等行ってきたわけですけれども、その中で子育て支援に対しても大変大きな支援をしているということは、私も、近隣町村との比較から見ても、大変優れてやってきてるんだろうと理解しております。
　先程、これは一つ優先順位の問題だと仰いましたけれども、4,600万を

新たに町が負担することが、給食がいいのか、ほかの教育がいいのか、様々な子育て支援、別な方に使った方がいいのかというお話しがありましたけれども、私はやはり、食というのは、きちっと確保するべきだというふうに思っております。子どもの健康の問題も含めまして。

勿論これは、家庭の中でしっかり位置付けられて、そして三食なり、家族と一緒に食べて、健康を維持していくということが非常に重要なことでありますけれども、先程言いましたように、勤労者の経済的な負担というのは、この間、大変大きくなっているというのが、全国的な国の資料でも、明らかになっておりますし、とりわけ、消費税８％、10％引き上がってから、勤労市民の生活は大変になっていること、その間、給料は上がっていないという事実は、皆さんもご存知のとおりだと思います。

昨年の人事院勧告でも、民間企業と比較して、民間が下がっているために、公務員の方々の一時金も下がったというのも明らか、その一つだろうと思います。そういう点で言うと、ますます、町民の方々の、特に子育て世帯の方々の経済的な貧困は、大変大きなものがあるだろうというふうに私は思っております。そのことは、あまり否定される方はいないだろうと思います。

そういう中で、やはり給食費の無料化というのは、今、全国的に保護者の方々から要望されておりまして、今、共産党も今年の国家予算に対して修正案を出して、国として給食費の無料化をするべきだという提案を今、申し上げて議論させていただいているところです。

国が直ぐやるかどうかは別といたしまして、やはり現状で、東川町の保護者の負担を減らすという点では、直接的に給食費の無料化がいいのではないかというふうに思いますので、是非優先的にお願いしたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　教育委員会の果たす役割というのは、時代にある子どもたちをしっかり教育をすると。自立をして、国際的に羽ばたくような、そういう逞しい子どもを育てるというところにあるんだろうと思います。

教育委員会では、学力向上、ふるさと教育、国際教育という、この大きな三本の柱を作りまして、これに向かって努力をしていこうとしておりますので、先ずは、この教育内容の充実をしっかり図るということが、大切なことではないかと思っておりますし、その教育も学校教育だけではなくて、放課後といいましょうか、学校外教育においても、教育、或いは、養育的な点についても、しっかりと力を注いでいくということが重要ではないかと思います。そういう、この教育、或いは、養育、社会教育の分野。これをしっかりやることによって、若い世代が東川へ移住して、東川で、子育て、教育をしようというところが増えてくる。増えてくれば、当然、人口も増えてくるわけでございますから、人口が増えたときには、今、お話しのあったようなことを、実施をするということは、可能ではないかと思います。

ロシアのサハリンに私は行きましたけれども、サハリンでは、朝も給食をしている。昼も給食だった。朝は、サハリン州と言われてたんでしょうかね。昼はロシア政府がやってるんだというような。ロシアの話し

は、ちょっと不謹慎になるかも知れませんけど、そういうような話しもございました。国によって様々な取り組みをしてるんだろうと思います。ですから、我々も食ということについては、一番重要なことだと考えておりますので、それは、無償化ということがいいのかということも含めて、この５年間ぐらいで検討したら、次期の国勢調査もありますので、国勢調査に向けて人口が減らなかった、増えたと。そして、子どもたちも増えたということであれば、今、お話しのあったようなことは、実現できるのではないかと思います。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　子どもが増えて、財源が増えるというお話しもございました。確かに、財源がなければということは、当然あるわけです。

先程町長は、もし、保護者の負担分を行政がやるとすれば、4,600万かかるというふうに仰いました。今年の予算で、そういうふうになっております。

例えば、小学校だといくらかかるか。今年度の予算では、2,980万です。中学校だけだといくらか。1,670万です。私は、金額が大きいとか、少ないとかっていうことを言うつもりはございませんけれども、この程度の金額であれば、今までの東川町のやり繰りで、なんとかできるだろうなと思っております。以前にも主張したことがございますけれども、私は消費税について、様々な考えがおありかと思いますけれども、当初導入した時に、国は福祉に使うんだというふうに言いましたけど、実際には福祉にそれほど使われていない。福祉関係の医療や福祉、年金やら介護やら、こういったところに、どんどん自己負担が増えてるっていう現状があります。それでも尚且つ、私たち国民は、町民は、１人当たり10％の、まあ今、軽減税率もありますから、８％というのもあるんだろうと思いますけれども、消費税を負担していると。で、それが、地方に分担して給付されています。例えば、今年度、令和４年度の予算では、１億9,700万が国から消費税分として、来ることになっております。昨年は、１億5,000万ぐらいが予算されています。毎年、この数年間、１億5,000万前後の消費税の地方分として国から交付されているわけです。

私は、これを活用して、直接的に支払っているのは町民でありますから、これを活用して、給食費の無料化ができるんではないかと、いうふうに思っております。

小学校だけをやる2,900万にするのか、中学校だけにするのか。全体4,600万にするのか。これは、それぞれの考えあるだろうと思います。

是非ご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　先程、お話しを申し上げましたように、先ず、私たちがしなければいけないのは、子どもたちが未来に向かって逞しく生きていけるような、そういう教育をしっかりやるということだと思います。先程言いましたけれども、三本の柱があるとするならば、その三本の柱に沿ったものをやるということと、それから、子育て支援もありますし、子育ての養育

もある、いろいろと悩んでおられるとすれば、そちらの方に先ず、優先的に使おうじゃないかということでありますし、さらにまた、困窮化した家庭に対する支援のようなお話しがございましたけれども、確かに給与は上がらない、可処分所得というのは減っているのだと思います。これは一時的なもので対応いたしました。

例えば、今年も福祉灯油といいましょうか。その時に、私は、ほかの町のことは、あまり言いたくないですけれども、ほかの町というのは、私共のような考えではなくて、本当に１万円ぐらいのものがいったと思う。しかし、この原油価格は、どんどんどんどん上がって、ガソリンとか灯油が下がらない。そういう中では、非常に効果があったと思いますし、子育て、家族の多い世帯には、多い世帯分として追加して配分をしておりますので。ですから、一時的な支援というのは、考えられるかも知れませんが、先ずは、恒久的なものとしては、先程お話しがありましたように、地方消費税の交付金を使って、先ず、弱者の対策。交通対策であったり、或いは、医療費なんかもそうでしょうし、様々な形、それから養育なんかもそうですが、そういう優先順位をもって取り組んでいくということが、私はよろしいのではないかと考えておりますので。

これは皆さんで、何を優先するのがいいのか、議会の皆さんとも議論を図りながら、進めていったらいいんではないかと思っておりまして。当分の間は、ちょっと見合わすのがいいんではないかと思っていますが、財源決してないということではないと思いますけれども、しかし、優先順位を付けながら、弾力的な財政運営をするということが大切だと思います。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　このままでは、平行線になりますので、そろそろこの問題は移して、次に行きたいと思います。

今、町長が仰いましたように、昨年末の福祉灯油は、要請した私もびっくりするぐらい、大変、枠も広げていただきましたし、金額も大きくなっておりました。町民の皆さん、喜んでいらっしゃるという声があちこちから聞かれております。

そういう点では、お金をどう使っていくのか、優先して何をやっていくのかということは、当然、皆さん、町民の合意の下で、進めていくことが大事だろうと思います。

私が行っている、全町民対象のアンケートの中でも、給食費の問題は、複数の方々から要請が来てるところです。是非、保護者の方々の意見も聞きながら、検討していただければと思います。そうゆうことを要請して、次の質問に移りたいと思います。

今議会で「ゼロカーボンに取り組む適疎な町宣言」が採択をされました。私は今の時期、地球温暖化防止案、二酸化炭素排出削減が世界的な重要な課題となっている時、大変良い宣言だというふうに思って感銘しております。

問題は、目標達成に向けて、どのように取り組んでいくのかということだと思います。行政だけではない、誰が主体となって取り組むのかが、求められている壮大な事業でもあるというふうに思っております。宣言後の具体的な取り組みについて、お伺いしたいというふうに思っており

ますけれども、最初に、基本的なことで確認させていただきたいと思います。
昨年10月に、イギリスのグラスゴーで開催された、ＣＯＰ26で、石炭火力発電の全廃とか、原子力発電の削減が議論になりました。それに基づいて各国が削減目標をもっております。残念ながら日本政府は、それを下回る目標になったということで、残念な結果でございますけれども、先ず、日本政府がその削減の目標としている2030年までの目標、それから、2050年までの目標は、どうゆうふうになっているか、お知らせいただきたいと思います。もし、可能であれば、ＣＯＰ26で提起された目標と日本政府の目標を教えていただきたい。さらに、それに基づいて、今、地球温暖化対策推進法が改正されて、全自治体が削減計画を持つことが義務付けられております。そして、環境省が担当だと思いますけれども、東川町に対して、排出量として2030年までは、このくらいの目標、或いは、2050年までの削減目標というのを提起されているんではないかと思います。確認の意味で、その数値を教えていただければと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　国の関係については、私共伺っておりますが、2013年から2030年に向けて、46％削減をするということで、そのトン数なんかについては、窪田課長の方から後ほど答弁をさせたいと思います。また、私共の町については、環境省が公表しております数値がございまして、これだけ削減しなさいという数値が来ているわけではございませんが、東川町で発生しておりますのは、96,000トンだと。吸収量が41,000トンありまして、差が55,000トンで、2030年の目標値というのは、49,000トンでございまして、その55,000トンと49,000トンとの差、6,000トンをいわば、2030年まで削減をするという目標になるのではないかと、現時点では押さえております。国の関係については、窪田課長の方からご答弁させます。

議長（高橋昭典君）　窪田適疎推進課長。

適疎推進課長（窪田昭仁君）　只今、鶴間副議長からご質問のあった点について、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。国の方では、菅内閣の所信表明演説におきまして、2030年までに、2013年度の排出削減ＣＯ２の排出量の46％までを削減していこうと、いうことで、お示ししているところでございます。そして、2050年までには、実質排出量ゼロということで、排出量と吸収量を比較いたしまして、カーボンニュートラルということで、それらを取り組みまして、実質ゼロということで取り組んでいこうといったことが示されているということで、ご報告をさせていただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　只今、お伺いしましたように、東川町では、2030年まで6,000トンのＣＯ２を削減するというのが一つの目標になると、いうことになりますと、

宣言が提案された時に、今年度は計画をつくる年なんだというお話しをされておりました。そうしますと2030年まであと、７年か８年ぐらいでしょうか。この間の中で6,000トンを削減するということになると、大変な、私は数値だというふうに考えております。平成27年に東川町が地球温暖化対策実行計画というのを出しております。これは、自治体、いわゆる、公有財産の施設で排出している量が推定されておりまして、その合計が3,685トンということになるんですね。そうすると約６割近い、５割以上の削減が行政の関係だけで、頑張ればできるということになるんですけれども、そう簡単ではないと。先程6,000トンのことについてお伺いしました。予算調査のときに担当課の方からお伺いしましたけれども、6,000トンを削減するということは、灯油の量で換算すると7,800人ぐらいの方が使っている灯油、これを削減することになるんだというお話しでした。

政府が、今、全自治体に計画を求めているのをちょっと見てみましたけれども、ガソリンや灯油、そういった化石燃料含めて、私たちが出すゴミ、様々なプラスチック、そういったものを含めて、きめ細かにどうゆう計算をして、どういうふうに、といったことが示されております。具体的な方法までは示しておりません。で、それをやったとしても、この6,000トンというのは、相当至難の業に近いものだと。

しかし、私たちはこれを目指して、先ずは、東川町でやらなければならないだろうと思います。町長もご存知だと思うんですけど、日本の中で最も二酸化炭素を排出しているのは電気事業です。続いて鉄鋼業です。この二つの業界を改善することによって、かなりの部分が二酸化炭素削減できることになります。しかし東川町には、そういう施設はありませんから、どういうふうにやるのかというのが課題になってくるだろうと思います。

じゃあ、お伺いしますけれども、宣言をして、具体的にどうゆうふうに削減するかということで、今年度は、計画、策定だというふうに仰っております。そのスケジュールと、主な内容について、現時点でわかっていることについてお知らせをいただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　具体的にどう進めるかということが非常に重要だと考えています。で、且つ、このニュートラルカーボンの話しについては、我々シニアの世代よりも、若い世代が真剣に考えて、実行していくということ。そして、町民運動、或いは、国民運動として、取り組んでいくべきものではないかと思っています。

ですから、一人ひとりが、やはり「共に」取り組むと、そういう姿勢が何より大切ではないかと思います。取り組む具体的な内容というのは、そんなに幅広いわけではございませんで、鶴間議員さんが仰ったようなことをどう実現化していくかということではないかと思いますので、一つは年内に各小中高あたりで、このカーボンニュートラルについて、どうゆう考え方で、どう進めればいいのか、十分議論をしていただいて、提案をしていただきたいと思いますし、また、削減の方法について、吸収量を増やすのか、或いは、削減と、これは両面でいかないといけないわけですので、これらについて、町民会議、或いは、コミュニティ推進

会議のような中、ですから、一つは学校のようなところで選んでもらうとか。それから、コミュニティの自治振興会のような中、そして家庭と。家庭、地域、学校、職場。こういうところで、それぞれ何ができるかということをしっかり考えていくと。それを積み重ねる。ということが、この6,000トンに繋がるかどうか。わかりませんが、それぞれ工夫していかなければならないと思います。

削減もさることながら、吸収量を増やす。それは、森林機能が大きな役割を担うんだろうと思いますけれども、木をどう生かして使っていくのか、森をどう育てるのか、というようなところが、これまた重要なことではないかと思いますので、年内に、町の全体的な計画をまとめるに当たっては、何名かの委員さん方と協議をしながら、自治振興会の皆さん、そしてまた、委員さんとも協議をしながら、町としての計画を定めていくということがいいのではないかと思っておりまして。特に内外、そして環境省が推しております、全国100地域のこの削減のカーボンニュートラルの計画の地域を指定するというので、その指定を受けるべくチャレンジもしたいと考えております。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　時間もありませんので、そろそろまとめにしたいと思いますけれども、今、町長仰いましたように、これは町民の皆さん、或いは、事業所の皆さんが一緒になって運動を進めなければならない、大きな課題だと、私も思います。

これまで様々な報告を聞いておりますと、私たちの人類の生活様式が気候変動を起こしていると、地球温暖化の原因となっていることは、私たちの経済活動にあるとういうことが、様々な団体や研究者の方々から言われている。それが今、全世界的にそのことをもう一回見直して、みんなで取り組もうということが提起されていると、いうことだと思います。そういうふうになりますと、私たちの日常生活の見直し、それから、事業活動、経済活動の見直しはどうしても必要になってくるだろうと思います。そういう点で言うと、そうゆうことに対する町民や町内の事業所の方々の合意、納得を得られるような活動がどうしても欠かせないというふうに思っております。そのことについて、町長どういうふうにお思いになるか、そして、それをどうゆうふうに進めていこうとされてるかを、お考えをお伺いしたいと思います。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　今、鶴間議員さんが仰いましたように、これは日本の課題だけではなく、世界的な課題でありまして、ある方がこんなことを言っておりました。世界の人類というのは、地球に傷を付け、太古の墓を掘り起こして生きている。それは、石炭にしても、石油にしても、元々は生物であった。生物であったものが地下に入って、それが化石になったり、或いは、液体化したと、いうようなものを使っているんではないかと思います。ですから、そうではなくて、今、お話しありましたように、新しい形での循環型社会というものをどう創っていくかということが大変重要では

ないかと思います。
　コロナの災いがあり、戦い、戦争の、戦（いくさ）の災いがあり、こういった中で、今、お話しがありました、生活、或いは、働き方、そして、物の需給というようなことを見直していかなければ、これは、いけないんではないだろうかと思います。そういった中で、これを定着化させていくためには、皆さん一人ひとりが、世界の人々含めてでありますが、このカーボンを減らすという意識の下、国民、世界的な運動として、それぞれが取り組んでいくという、そういうことが必要ではないかと思います。ですから、共通認識を持って、運動、国民運動、国際運動として、実現に向けて努力をするということが、何より大切なことでないかと思います。

議長（高橋昭典君）　11番、鶴間松彦君。

11番（鶴間松彦君）　それでは、私の質問は、以上で終わります。ありがとうございました。

議長（高橋昭典君）　以上で、鶴間議員の一般質問を終ります。
　休憩に入ります。
　再開は、11時00分。（休憩宣言。10：46）

　休憩前に引き続き、会議を再開します。（再開宣言。11：00）

　一般質問を続けます。10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）　私の方は、通告式でございますので、大項目三つございますけれども、最初に全て読み上げさせていただきます。
　先ず大項目一つ目、「不登校児童生徒への支援について」。
　昨年の第１回定例会でも、私から不登校児童生徒の状況と支援体制についてご質問させていただきました。当時のご答弁では、年間30日以上欠席している児童生徒数は小学校児童９名、中学校生徒14名、計23名で、文科省の定義「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」にあてはめますと、小学生で５名、中学生で９名の計14名とのことでした。
　それに対し、町としては教育支援センターの設置はないものの、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、各関係機関との情報共有や連携を図り、ＩＣＴも活用して支援されるとのことでした。この２年間、新型コロナウイルス感染症の拡大は、学校教育の現場にも大変な影響をもたらし、行事や生活様式が次々と中止や変更になるなど、お子さんたちへの負担も相当あることと想像します。そのような状況下にあり、保護者からは不登校気味のお子さんが増えているという話を聞いております。改めまして、以下について伺います。１、不登校児童生徒の現在の人数。２、今年度支援に取り組んで来られた成果。３、今後の支援の課題。
　続きまして、大項目二つ目、「香害、化学物質過敏症について」。

こちらは、先程は教育長にお伺いしましたが、こちらからは、町長の方に伺います。

香りの害と書いて「こうがい」という健康被害が社会問題になっています。洗剤や柔軟剤、芳香剤や消臭スプレーなどに含まれる、人工の香料や化学物質が原因で、頭痛、めまい、吐き気、呼吸困難などの体調不良になってしまう方がいます。重症化すると、日常生活を送ることも困難になり、原因物質を避けるために自宅から一歩も出られなかったり、引っ越しを余儀なくされたりすることもあります。

この香害による健康被害は、化学物質過敏症の一つでもあります。化学物質過敏症につきましては、2009年に保険適用とはなっているものの、その原因の特定や治療法の確立には至っておらず、また、香りを発する商品の製造側に対して規制が進まないどころか、良い香りが長く続くことをうたった新商品が次々と販売されているというのが現状です。

昨年２月には北海道新聞でも３回に分けて化学物質過敏症の子どもたちについての特集記事が掲載されました。化学物質過敏症の症状には、体調不良の他にも、記憶力や思考力の低下、落ち着かない、イライラする、などもあり、子どもの場合には一見するといわゆる発達障害と誤認されてしまう可能性もあります。

町内でも、その症状や程度は様々ですが、香害の症状を訴える方は数多くおられ、何より私自身もその１人であります。

道内では、道庁を始め、札幌市、旭川市、恵庭市、音更町、釧路市、鷹栖町、美瑛町などで、ホームページやポスター、パンフレットなどによる啓発がなされており、昨年８月には国でもポスターが作られました。

そこで、以下について伺います。１、今までの香害、化学物質過敏症に関する相談件数。２、学校や公共施設において対策を取られているか。３、町としてどのような認識をお持ちでしょうか。

続いて、大項目３、町長にお伺いする「町立日本語学校の運営体制について」です。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響という意味では、町立日本語学校も多大な影響を受けております。そうした中で、１年半前には、日本語教員の要件について注意を受ける事態がありました。その後は改善されたということですが、残念なことに肝心な留学生が入国できない状況が続いております。留学生の人数が少ないことは誠に残念ではありますが、逆に言えば、きめ細かい丁寧な指導が可能なのではないかと思いました。そうした指導の成果が現れるのは、日本語学校においては、日本語能力試験の結果ということになります。

毎年、いろいろな場面で留学生に話を聞く機会がありますが、彼らは進学なり就職なりの夢を持っておられます。その夢を実現するために、何より必要なのは日本語能力試験に合格することです。

昨年７月の試験では、学校法人北工学園旭川福祉専門学校において、受験者数はコロナ禍以前よりも半減しているものの、合格率は大変高く、Ｎ２においては100％合格の素晴らしい成績を上げたことが報道されました。これらの成果については、旭川福祉専門学校のホームページにも掲載されております。町立日本語学校と、旭川福祉専門学校とでは、元々の学校としての成り立ちが違うこともありますが、両校のホームページを比較すると、その情報公開に大きな差があることがわかります。

また、留学生から受けた相談では、もっと試験対策に力を入れてほしいとか、教師によって教え方の違いがあるので改善してほしいという話

しも聞きました。そこで、以下について伺います。１、日本語能力検定試験の合格率の推移。２、教員の技術向上のための研修実施状況。３、授業評価、学校の運営評価の実施方法。以上お願いいたします。

議長（高橋昭典君）　教育長、杉山昌二君。

教育長（杉山昌二君）　それでは、最初の質問の「不登校児童生徒への支援について」、３つの質問にお答えします。

先ず、不登校児童生徒についての現在の人数ですが、東川小学校３名と答弁書なっておりますが、４名の誤りですので修正お願いいたします。

東川小学校は４名おり、馴染めない、人が苦手、明確な理由がないなどの理由です。欠席日数は、83日から173日となっています。第一、第二、第三小学校はおりません。東川中学校は24名おりまして、うち２名は、在外教育機関の教育を受けている生徒が１名。国内のインターナショナルスクールの教育を受けている生徒が１名で、二人とも海外にルーツを持つ生徒です。その他の22名の生徒は、複合的な要因の生徒が多いですが、あえて分けるとすれば、学校に馴染めない10名、不安感５名、病気、病弱、体調不良が６名、家庭問題１名ということで、１月末での欠席日数は、36日から167日となっています。また、この中に、特別支援学級の生徒が８名入っております。

２つ目、今年度支援に取り組んできた成果ということですが、小学生については、教頭、主幹教諭、担任が、組織的にスクールソーシャルワーカー、ここりんと連携して対応に当たっていますけれども、難しいケースについては、町保健福祉課とも連携しており、ここりんを利用できるようになった児童が２名います。

中学生については、主に、教頭、担任、特別支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが、ここりん、保健福祉課と連携していますが、今年度から、学校に来ることができるけれども、授業に、或いは、教室に入ることが難しいという生徒を担当するスタッフを別に配置しており、別室登校できる生徒が５名となりました。

学校に来ることが難しい生徒は、主にスクールソーシャルワーカーが対応しており、２月からは、ふるさと交流センター内に相談室を設け、学習の場としても通所できるよう、取り組みを進めており、不登校児童生徒の３名が通室できるようになっております。

また、自学できる生徒２名に対しては、授業の配信を行い、自宅でリモート授業を受けることができるようになっております。

３つ目、今後の支援の課題です。不登校または、その傾向がある児童生徒は、全国的にも増加しており、一定規模の自治体では、教育支援センターを設置しています。東川町では、相談室をふるさと交流センター内に置いておりますけれども、４月からは体制を整備し、教育支援室として対応するとともに、対象児童生徒がさらに増えてくるようであれば、スタッフを増強することも考えていきます。

不登校となる児童生徒は、傷つきやすく、心の不安が増大しやすい特質を持っている場合が多く、わずかの刺激や事象で、そういったことがきっかけで、学校に足を向けることが難しくなるため、教職員研修を充実させることが重要です。

生徒指導の面では、人は一人ひとり違う個性や価値観を持っており、

それを認め合うことで、それぞれが自分らしくあっていいことなどを道徳の授業などで、今まで以上にしっかり学ぶことができるようにしていきたいと考えております。
　また、これまで中学校では、短時間のスタッフが対応しておりましたけれども、該当生徒の全体把握が十分ではありませんでしたので、新年度からは、フルタイムの不登校コーディネーターを置いて、対応していきたいと考えております。
　さらに、不登校であっても学びを止めないことが必要であることから、引き続き、自宅でも学習できるよう授業配信を行うこと、さらに、新年度から自学、自習できるよう、民間の学習アプリケーションソフトを提供していく考えです。
　今後も、学校、家庭、教育支援室、町保健福祉課、ここりんなど、関係機関と連携を取り、何がその子にとって良いかを検討しながら、適切に対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（高橋昭典君）

　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

　残り２つの質問に対しまして、お答えを申し上げたいと思います。
　「香害、化学物質過敏症について」であります。
　１つ目、今までの香害、化学物質過敏症に関する相談件数についてであります。
　先ずは、香害、化学物質過敏症についての相談件数についてでありますが、統計等をとった形式なものではありませんが、各種行政窓口での様々な相談の中で、本件の話しに及ぶことなども合わせますと、数件の相談等があります。
　２つ目、学校や公共施設において対策を取られているか。
　学校関係では、平成28年に東川小３年生児童１名が、化学物質過敏症で特別教室に入ることができない事例が発生し、相談を受けて調査を行い、東川小の図工室、理科室、音楽室、家庭科室、ＰＣ教室などに、Ｓ・Ｏ・Ｄリキッド工法により、化学物質を抑える物質を含んだ水溶液を散布して改善を図りました。また、今年度、第三小学校の長寿命化工事を行いましたが、給食調理員が塗料に反応し、においが収まるまで東川小から給食を運搬して、対応しています。
　幼児センターや小中学校など、教育関係施設では、香りの強いものや、化学物質系のものは、できるだけ使用しないこととしております。
　町の事業関連では、町外からの参加予定者より、化学物質過敏症についてのお問い合わせがありましたが、体調が優れず、参加には至らなかった事例もございました。
　今後も、新築や改修などを行った公共施設等で、化学物質による香りが発生した場合は、その除去に努め、公共施設等の開館、または貸し出しをするようにいたします。
　３、町としてどのような認識をお持ちでしょうか。
　日常生活の中において、合成洗剤や柔軟剤をはじめ、多くの香り付製品があり、コロナ禍においては、感染症対策のための除菌、消臭剤などが、不特定多数の方が利用する施設等でも多く使われるようになってきております。
　香りの感じ方については、個人差が大きくあり、同じ香りでも、ある

人にとっては、心地よい香りと感じられる方もいる一方、他の人にとっては、不快な香りとなることもあり、また不快感だけでなく、頭痛や吐き気、めまいや思考力低下など、様々な身体的、精神的な症状を訴える方もいることがわかってきたところであります。

化学物質が多く使われている現在では、化学物質を完全に排除し生活することは、難しい状況にありますが、多くの方に化学物質過敏症について理解いただくこと、また、家庭や職場、学校、屋外においても、化学物質を減らすようにすることを国が５省庁連名で発行した啓発材を活用し、身近に過敏症の人がいるかも知れない、自分自身や家族がなるかも知れないということを認識していただけるよう、広報やホームページ等を通じて情報発信をしていきます。

３番目の「町立日本語学校の運営体制について」であります。

先ずは、日本語能力検定試験の合格率での推移についてですが、国内合格率との比較もありますので、2021年７月の結果をご報告いたします。

町立日本語学校のＮ１合格率は、50％、国内合格率は、29.9％。Ｎ２合格率69.6％、国内合格率34.6％。Ｎ３合格率75％、国内合格率43.8％。Ｎ４合格率100％、国内合格率48.3％となっております。Ｎ５については、経験者がおりませんでした。

結果としては、いずれのランクにおいて、国内合格率を上回っておりますし、過去の試験結果を見ましても、国内合格率をほぼ1.5から２倍近く上回っているところであります。

町立日本語学校としては、鈴木議員がご指摘の通り、留学生が進学や就職を実現するために、必要な、実践的な日本語を習得してもらうことを第一に考え、日本語能力試験の合格率の向上、会話力の向上等に取り組んでおります。

次に、教員の技術向上のための研修実施状況についてですが、先程ご質問の日本語能力試験の合格率の向上等のためには、既に日本語教員の教育力向上のための研修が必要となってまいります。毎年、北海道大学等の外部講師を招聘し、教育技術の向上を図るとともに、先生同士で、お互いの授業を参観しあったり、日本語能力検定試験対策の研修やオンライン授業のための研修を実施するなど、日々、日本語教育の指導力向上を図るための研修に努めております。

最後に、授業評価、学校の運営評価の実施方法についてですが、授業評価につましては、学生に対する定期的なアンケート調査を実施し、その結果を分析して、指導内容の改善や、教員の指導能力向上に役立てております。

また、学校の運営評価につきましては、教育活動を支える組織、財務、教育環境等の部分と学校運営全般、教育活動、学生指導等に係わる学校指導等に関する部分に分けて、さらに、大項目、中項目、小項目に分けて、達成状況、課題、改善計画等を検討し、自己点検し、学校評価を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。以上であります。

議長（高橋昭典君）　10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君）　再質問をお願いいたします。先ず、大項目１につきましては、４点ございます。

ちょっと細かいことなんですが、先ず１点目。別室登校というお話し

がありましたが、別室とは、保健室のことを指すのでしょうか。
　それから２点目。別室登校や相談室、リモート授業など、多様な支援で学びの機会を得ることができるようになった生徒さんというのは、その24名の中に含まれているのでしょうか。それとも、別にいらっしゃるということなのでしょうか。
　それから３つ目。フルタイムの不登校コーディネーターということですが、スクールソーシャルワーカーとは別に、もう１名ということでしょうか。
　そして４点目。ふるさと交流センター内の相談室が、４月からは教育支援室になるということですが、そこは、どなたが、どのような支援活動をされる場所になるのでしょうか。
　以上の４点になります。それから、再質問続けてよろしいですね。大項目の２項目目。

議長（高橋昭典君）

　いや、町長の方の質問を続けて。

10番（鈴木哉美君）

　大項目２つ目の再質問になりますが、こちらは、再質問というよりは、ぜひ今後、啓発活動をしていただきたいなというお願いなんですけども、ただ、今までも相談等があったということなんですが、例えば、教育施設においては、すごくいろいろな手を尽くしてくださっていたということで、そのお話しも大変ありがたいと思いましたが、お子さんのアレルギーについては、教育委員会等では調査されているのではないかなと思うんですね。その項目の中に、例えば、化学物質過敏症や香りについての質問を増やしていただくとか、それから、保護者の方にご登録いただいているアプリのコドモンを活用して、例えば、保護者の方々、大人に対しての調査をしてみるとかということで、町民全員対象でなくても、できるところから工夫していただくことも可能かなというふうに、ちょっと思ったりもしました。
　何より大事なのは、答弁の中にもちょっとあったんですが、香りの害につきましては、どうしても、香りの好き嫌いとか、嫌なにおいだから不愉快になるような意味にとらえられてしまいがちなんですけども、そうではなくて、香りを発する化学物質に対して、体調が悪化するということを踏まえて、ぜひ、ご答弁いただいたような啓発活動をしていただきたいとお願い申し上げます。
　大項目３つ目に関しましては、再質問が２点ございます。
　１点目は、学生に対する定期的なアンケート調査をされているということでしたが、これ学生に対して、日本語で質問をして、日本語で回答を求めるものでしょうか。母国語での質問や回答でないと、なかなか感じていることを詳細に回答できないのではないかなと思いました。
　２点目。自己点検の学校評価を行っているとのことですが、一般の専門学校とは違うことは承知しておりますけれども、情報公開という意味では、最初の質問にも申し上げました通り、北工学園旭川福祉専門学校のホームページが大変見やすいものになっております。同じように、せっかく、国内合格率よりも高い合格率になっているのであれば、そういうものでのＰＲですとか、自己点検の学校評価、できればシラバスなども公表したりできないのでしょうか。また、現在の町立日本語学校のホームページ、今、町のホームページがちょうど改修中だとは思うんです

が、町のホームページからのリンクもないので、このへんは、ホームページでの情報公開については、工夫されないでしょうか。はい、以上お願いいたします。

議長（高橋昭典君）　教育長、杉山昌二君。

教育長（杉山昌二君）　それでは、再質問いただきましたので、私共の方で不登校関係について、お答えしたいと思います。

先ず、別室登校ということで、どこですかということなんですけども、以前は保健室に登校すると、そこで、学習したり、教育に関する相談を受けたりということだったんですけども、そうなってしまうと、本来、保健室を利用したい、体調が悪いだとか、体育の授業でちょっと転んでケガしただとかっていう子が利用しずらくなってしまうので、現在は、別室登校の場所を会議室に指定しておりまして、対応しております。

それから２つ目の、リモート授業を受けている子は、相談室対象になっているかどうかということだったと思うんですけども、相談室対応する必要がなくなってくれば、それを対象外とすることになるんですけども、それは、本人が決めることであって、それはこちら側で、もういいでしょってすることはしておりません。どんな方であっても、相談室では相談を受ける体制にしております。

それから、３つ目のコーディネーターの話しなんですけども、令和３年度については、道の費用を使いまして、コーディネーター１人置いておりましたが、時間数が限られておりましたので、令和４年度からは、フルタイム７時間半で登校日は全て対応するということで考えております。この方については、スクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーとは、全く別に置いて対応したいというふうに考えております。

それから、教育支援室については、現在、中学校にスクールソーシャルワーカー配置ということにしておりますけれども、実際、令和３年度の途中から、スクールソーシャルワーカーが相談室の担当ということで、基本的には中学校とは連携はとる、或いは、小学校とも連携はとるんですけれども、相談室をメインに仕事の場として、不登校の児童生徒の対応をしております。

それから、先程、答弁書にはなかったんですけども、トータルで22名、学校に来れない、或いは、登校日数が少ないという子がいるんですけども、そのうち６名は、年間50日以下ということで、比較的軽い不登校であるということになります。

それから、先程、病気、病弱、体調不良が６名いると言いましたけども、これを６名、６名引くと大分少なく、残り10名ということになりますので、この10名については、しっかり対応していきたいなというふうに考えております。以上です。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡　香害の件について、ご質問がございました。教育委員会に対するご質

市郎君）

問もあったかと思いますが、これは教育委員会の中で答えた方がいいですか？後程、答えていただくことにいたしまして、いずれにいたしましても、私共といたしましては、啓発はしっかりやっていきたいというふうに思いますし、教育委員会関連ばかりでなくて、様々な施設もあります。観光施設もあったり、或いは、集会施設なんかもあるわけですけども、気にならない人でも、一旦中に入りまして、それを嗅ぐと、なんかこれ違和感を感じるということがあります。

ですから、できる限り、答弁にも書かせていただきましたけれども、開設するときには、においを感じないような、そういう処置をとるというようなこと、或いは、極力そういう香りの発生しないようなものを使って、工事をしてあげるということについては、これからも努力をさせていただきたいというふうに思います。

それから、学校のアンケート調査の関係。これは日本語でルビを振って、先生が説明をして、アンケート調査をしているということでありますので。母国語でやってやれないことはないですけども、母国語で調査をしているものではないということで、このアンケート調査も、日本語能力の向上に繋がる一つだというようなことから、日本語でやっているというふうに理解をしております。

自己点検でありますけども、情報公開も必要に応じてやったらいいと思いますし、町のホームページのリンクもあった方がいいと思います。北工学園のホームページで素晴らしいこの表現がなされておりますけれども、これこそ多言語で発信すべきではないかと、私は思います。

町のホームページを作る場合にも、どこに向かって発信をするのかというところが非常に大切だろうと思いますので、アンケートよりも情報発信するホームページを多言語でもって行っていくということが大変重要ではないかと思います。

その他も含めて、公開可能なものについては、公開していくということが、よろしいというふうに考えております。以上でございます。

議長（高橋昭典君）

教育長、杉山昌二君。

教育長（杉山昌二君）

化学物質過敏症とにおいの関係で、保護者にアンケート取ったらということなんですけども、何か事象があって困る状態にあれば、おそらく、学校、或いは、担任の先生に相談できる体制にはなっていると思いますけれども、もしかしたら、言いにくい方もいるかも知れませんので、ちょっと学校と相談して、コドモンであれば、気軽に返信できる体制になっておりますので、新しいメディアを使って対応していきたいと思います。ありがとうございます。

議長（高橋昭典君）

10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君））

ありがとうございます。すみません。再質問の再々質問になりますけれども、再質問の２項目目で質問した趣旨が、私の説明も不足していたと思うんですが、ご答弁でいただきました不登校の人数の中にその後、いろんな対応で、別室登校ができるようになった方とか、そういった方々がいらっしゃるんですが、その人数が、その当初の24名の中に含まれて

いるのか、それとも、24名の方の６名の方が、別室登校できるようになったとか、いうことなのか、別室登校されている方が、さらに、24名のほかにいらっしゃるのかということで、ちょっと伺った点でした。

そこを含めて生徒指導の面では、多様性を認め合うという大事なお話しがありましたけれども、道徳などの授業でという点で、ちょっと私個人的には、道徳の授業の内容が本当に多様性を認めているものになっているのかどうか、結局は、一つの回答に導く内容になってないかという点で、個人的には、教科書の内容等に疑問を抱く点もございます。

留学生や国際交流員などがたくさんおりまして、この移住者も多い、この町では、町そのものが多様性に富んでいると思っています。先日、移住をテーマにした、東川町が参加されていたオンラインフォーラムで、大変面白いお話しがありました。

移住やＵターンが多い町というのは、寛容性が高いのだという調査分析をされておりました。では、寛容性が高い町というのは、その町とどういう関係があるのかという分析についてだったんですが、文化芸術の高さに関係があるというお話しが、そこで出ていました。文化芸術というのは、一人ひとり、一つひとつ、その作品が違うわけで、それぞれが違ってよい、それぞれに良さがあるということを認めるわけですから、それこそ、多様性を認めることそのものだというわけですというお話しだったんですね。

写真の町、写真文化首都として、文化芸術を町の基本にしている、この東川町に移住が増える理由として、そういうお話しがとらえられるのかなと思いました。

つまりこの町に、寛容性ですとか多様性を見出して、期待して移住して来られる多様な方々のお子さんが通う学校なわけですから、その教育が、旧態依然とした一つの答えしか認めないものでは、なかなかそぐわないように思うわけです。

そうした意味におきましては、東川独自のＧｌｏｂｅという科目は本当に素晴らしい学びではないかと思っております。ただ、Ｇｌｏｂｅ以外の科目や生活の場面においても、多様性を認め合うということを東川町の教育の根本に置くことが大事ではないかなと思いますが、教育長のお考えを伺います。

再々質問のもう２つ目は、大項目３の町立日本語学校のことについて、再々質問をいたします。

情報公開等、努めていただけるということで、是非、期待したいと思います。逆に、確かに、北工学園の方では、多言語対応というのは、今後、逆に期待したいなという点だと、非常に共感いたしました。

そういう意味で、町立日本語学校の場合、多文化共生室が留学生と町民との繋ぎ役として、大変機能していると私も感じております。

もっと、町民が日本語学校を知る機会として、例えば、町民による授業参観ですとか、ま、コロナ禍があるわけですけれども、そういうところが解決できた時には、町民による授業参観ですとか、例えばあとは、逆に、授業モニターとして、町民が授業を受講する機会を作ることなどができないかと考えます。

実は、留学生が学んでいる日本語の授業というのは、私たち日本人が学ぶ学校の国語教育では学ばないような内容を学んでいらっしゃいます。町民の生涯学習としても活用できるのではないかなというふうに思います。町立日本語学校こそ、地域に開かれたコミュニティ・スクール

の形が実現できるのではないかなと思いますが、お考えを伺います。

議長（高橋昭典君）　教育長、杉山昌二君。

教育長（杉山昌二君）　再々質問の関係、お答えさせていただきます。
最初のその相談室を利用している生徒が、先程言った、いろいろなことで、登校できる、或いは、学習ができるようになった、含まれているかということですけども、全部含まれております。その24名の中に改善している方も含まれているということで、ご理解をいただきたいと思います。
それから、その多文化共生、多様性を受け入れる、こういったことを教育の最重点に入れてはどうかということなんですけども、東川町の教育行政執行方針、先週私、申し上げさせていただきました。これの令和４年度の目標ご覧いただければと思うんですけれども、「ふるさとを愛し、共生、共和、共栄の視点に立ち、国際社会に貢献できる人材育成」としておりまして、ここで共生ということの中に、多文化、受容ということが入ってございます。
また、基本方針の項目が２頁にありますけども、そちらにも、「人間愛あふれ、多様な価値観を受容でき」ということで、触れさせていただいておりまして、東川町の重点施策「ふるさと教育の推進」、それから、「学力向上対策の推進」、それから、「国際教育の推進」。この国際教育の中に、先程、議員が仰られたＧｌｏｂｅの授業で、いろんな価値観や多様性を受け入れるということをカリキュラムに入れておりまして、そのように、今後も対応していきたいと考えております。
３本柱の中の一つではございますけれども、しかり対応していきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　再々質問の中で触れておりましたけれども、地方自治の問題に関するようなところも一部あったんではないかと思います。大変重要なご指摘だったと思います。
これ「みんな違っていい」ということだと思うんですね。人も、家庭も、地域も、そして、自治体も違う。何か一つの基準に当てはめて、その基準の中で動かなければいけない、いう発想では、地方自治というのは、発展しないのではないかという考え方を私は基本的に持っております。
多文化共生室のお話しがございましたけれども、我々は、留学生が夢を持って来られる。その夢が実現できるように、日本語学校の中では、総合的な教育。読む、書く、聞く、話すと、この４つに合わせまして、できるだけ地域の人々と触れ合っていただいて、生きた日本語、或いは、生きた日本文化というものを学んでいただこうということに取り組んできました。
例えば、文化連盟に加入していただいたり、或いは、社会福祉協議会の中でボランティア会話講座をやっていただいたり、或いは、地域の自治振興の中に行って、地域の人と触れ合っていただいたりとか、様々な

形で、住民の皆さんと触れ合う機会、それを奨励してきたわけですけども。
今回ご指摘をいただいたようなことなんかも、希望者がおれば、観ていただいて、そして、希望者の中からも、なんか日本語のボランティアをしたいわというような方が出てきて、そして、留学生と交流を深めながら、留学生の能力向上に努めていただくというようなことへと発展していく可能性もあるのではないかと思います。
今、ご指摘をいただいたことも、日本語学校の方に話しをいたしまして、できることがあれば取り組んで参りたいと思っております。

議長（高橋昭典君）　10番、鈴木哉美君。

10番（鈴木哉美君））　ご答弁ありがとうございました。以上で、質問を終わらせていただきます。

議長（高橋昭典君）　以上で、鈴木議員の一般質問を終ります。
次に、７番、藤倉智恵子君。
藤倉議員の一般質問は、一問一答方式を選択しています。
昼食休憩を挟んで、残余の質問があれば、午後の一般質問の継続とさせていただきたいと思います。

７番（藤倉智恵子君）　私の方からは、水田活用直接支払交付金についてお伺いいたします。
農林水産省が2022年から、主食用米からの転作を施すための農家に支払ってきた水田活用の直接交付金の上限を減額にする。また、2026年までの５年間で、稲作のため一度も水張りを行わない農地は、交付対象から除外する。また、多年草牧草の対象の助成は、種まきをせず、収穫のみを行う年については、現行の反当り３万5,000円から１万円に減額する。また、飼料用米などの複数年契約は、2022年産から加算措置の対象外、2021年産の契約分は、反当り6,000円加算に半減する。
このようなことで、2021年12月28日の農事組合長会議が開催されました。そして、年明け２月21日に農事組合長会議及び農政説明会が行われました。
その中で、牧草の種をまいた年には、「収穫は、ロールは、できないんです。それ乱暴過ぎませんか。」という農業者が声を荒げていました。
そんなことで、農業者は、突然の制度見直しに戸惑っております。
今年になって、営農計画書を提出、また、生産計画書を提出する段階になっております。この農業対策についてのお考えをお伺いいたします。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　今のお話しというのは、結局は国が定めるものでありますので、私が、これはどうだ、ああだということは、なかなか言えませんけども、考え方として申し上げたいというふうに思います。
最近は、想定外のことが、自然界、或いは、人間界にも起きてきているわけですけども、まさに今、ご指摘の話しというのは、全く想定していなかったものではないかと思います。

昭和40年代に入りまして、戦後、日本が食糧難の時代になった、米不足だというので、アメリカの小麦が輸入されてパンになったり、ある一方、日本国内では、米は増産をしなければいけないということで、新規開田に努めてきたわけですけども、昭和40年代に入りましてから、年間１千万トンが生産されるという年が３年間ぐらい続きました。

そうすると数百万トンの在庫米を抱えなければいけない、備蓄米を抱えなければいけないということで、食管制度がもたない、こういうようなことから、当時は、休耕だったと思いますけれども、昭和44年でしょうか。休耕制度が始まって、それから転作へと変わってきました。

この転作へと変わる時にも、大議論があったと思います。米を作らなければいけないと、何とかして水田を守らなくてはいけないと、そういう中で本町においては、できる限り水張面積を増やそうということにきましたけれども、その水張面積は、増やすことはできたというのも、他の地域でもって、水田から他の作物へ転換をした、転作をしたというところがあったから、今のこの水田が守られているということであります。

当時この、平等に分配したら、相当の転作をしなければいけない、50％近い転作になったんではないかと思いますが、それが20数％で済んでるというのは、他の町の転作のお陰ということも言えるんではないかと思います。

ここにきまして、５年間水を張ったことはないものは、いわば、交付金の対象外とするというようなことと言うのは、あまりにも無謀、無茶と言いましょうか、そういうことが言えるんではないかと思います。

この「経営所得安定対策等実施要綱」というのがございますけれども、今年の改正は出ておりませんが、令和３年、去年の３月31日の改正の中身を見ますと、対象水田の範囲というのが書かれているわけですけども、交付対象水田の面積は、田本地面積とし、畦畔や畔等のものは含めないと、これは、この通りだと思います。

そして交付対象水田というのは、農地から転換されたもの、これもうダメです。それはそうだと思います。で、畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難、いわば、水稲を作付けすることが困難な農地としているけれども、次のものは除くと言ってるんですね。どういうものを除くかというと、たん水設備を有しない農地、しかし、作物生産性の向上のために一時的に畦畔を撤去したものは除くと、こう言ってるんですから、畔が一時取ってあったとしても、周りのこの畔、周囲の畔っていうのは残ってると思うんです。

ですから、水を張ろう、たん水をしようと思ったら、いつでもたん水できると、いうことだと思いますし、さらに、所要の用水を供給しうる設備。いわゆる、東和土地改良区に賦課金の支払いが行われている農地についてはいいと言ってるんですから、東川の水田あたりは、土地改良区の賦課金を支払ってるわけですから、これ、どっちにも該当しないと思うんです。

ところが、その５年間というのが、いつ出てきたのか、ちょっと分かりませんけれども、これから改正するのか、或いは、最初にそのようなことを言ったのか分かりませんけれども、ある日突然、降って湧いたような話しでございましてね。例えば、転作で野菜なんかを作ってる、その人が、そこに水を張れって言ったら、違うところに施設を動かさなければいけないわけです。で、奨励金をもらうためにやるんだったら、損はしないかもしれませんけども、一つの経営を安定させようということ

で、国の政策に基づいて展開してきてるわけですから、それを動かすっていうのは無理な話しでしょうし。或いは、経営地帯が、畑作地帯と違って零細である。だから、複合経営をしなければいけない。稲と野菜なんかを入れて、経営の安定を図ろうということで、畑地化しているところもあるわけです。

そういうところに５年間、この水を張ったことがないからダメだと、いうようなことというのは、ちょっとこの矛盾をするんではないかと思いますし、これまで北海道の中では、そういう無言の住み分けをしてきた。

ある地帯は全部転作をして、他の食料の需給率を高める。このような我々の地帯というのは、米を中心にやるということで、お互いに共生してきた、話し合いをしながら。共和、共生、共栄という、まさに「３つの共」を実現してきたわけですけども、ここにきて分断するような政策をやるべきでは、私は、ないというふうに思います。これは、藤倉議員の仰る通りではないかと思います。

今、北海道農政部では、関係機関、団体が構成となって、この問題については、しっかり取り組もうということに、今なっておりますので。この中には、我々町村会も入っておりますし、農協の系列の中央会も入っている。土地団体の土地関連の団体連合会も入っていると、或いは、農政事務所、開発局なんかも入っているわけですので、こういった中で、しっかりと議論をしていただいて、共生、共和、共栄の社会を作っていくっていうことが必要だと思いますし、さらに何よりも、このコロナ禍、或いは、戦争が一部起きておりますけれども、そういう中で、何が一番大切なのかということを身をもって感じているんではないかと思うんです。

今回は、人の交流が止まりだした。しかし、物の交流が止まったら、これどういうことになるのか。

日本の食料自給率というのは、４割だと言われています。４割ということは、10人いたら、物が入ってこなかったら、６人は生活できない。亡くなるという、餓死するということなんです。こういうことが、日本の安全保障に繋がっていくのか。そして、戦争によって様々なものが上がってきてる。何が上がっているのか。それは、燃料と食料なんです。こういうものを自給するという方向に、国は向けてかなければいけない。

ですから農業。農業というのは、大気中の二酸化炭素を吸収して、水とエネルギーでもって物を作りだす。まさに循環の最たるものだと。その農業をしっかりと守っていくということが国の安全保障にも繋がるわけですし、我々の命の源になるんではないかと思います。

これはしっかりと、国に物を申して、皆さん方も、申していただいて、現状の維持、５年とかと言わないで、万が一、食料が入ってこなかったら、その数千億円の話しでない、何兆円という話しになってくるわけですから。そこは、恒久的に農業を守ると、こういう方向で進めていくのが、よいのではないかと思います。

細かい点、いろいろとあるかと思いますが、これは、国の要項の問題ですので、先ずは、国に対してしっかりと、北海道上げて申し出をするということが大切でないかと思います。

議長（高橋昭典君）　７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）

ご答弁、ありがとうございます。私と同感ということで、本当に心強く思いました。

先程の答弁の中で、重なるかと思いますが、私もちょっと考えてきたことの質問をさせていただきたいと思います。

水稲の作付を選択するにも、長年使われなかった水利施設の整備とか、機械の確保などに、いろいろ必要になってきます。現状の米価水準では、とても整備費に費用をかけられないということで、田に復元したい。何年も作っていない田を復元したいっていうことで、町でまた考えていただけないでしょうかっていうことを１点質問をして、それと、東川の転作面積を大体でよろしいですが、今年の転作面積、教えてください。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

水を張るための助成と、支援というような、お話しがございましたけれども。それよりも何よりも、先ず、私は、国がしっかりすべきだと思うんですね。

今年あたりから環境省が、カーボンニュートラルの話しもしています。これは、田んぼを入れ替えると、畑作地帯の入れ替えでしたら分かるんですけれども、水田地帯の入れ替えをするためには、先程お話しがあったように、新たに機械を整備しなければいけないとか、新たにまた、例えば、ハウスを移動するとすれば、ハウスを移動する経費がかかる、これにはコストもかかるし、エネルギーもかかるわけです。

それから、水田を畑地のようにするとすれば、細かい作業をしなければいけません。これもまた、燃料がかかったりもするわけです。

ですから、国の進めようとしているカーボンニュートラルとも、逆行するような考え方を今、国は、押し付けようとしてるんじゃないかと思いますので。

支援の関係については、何がいいのか別にしまして、先ずは、この制度そのものが改められるような、そういう運動を北海道上げて展開をする。その一員に我々も加わっていくことがいいのではないかと思います。

それから、転作率の関係ですが、これは、お米の関係もございますので、菊地産業振興課長の方から、お答えをさせていただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）

産業振興課長、菊地伸君。

産業振興課長（菊地伸君）

転作面積の目安ということで、令和４年度見込みでよろしかったでしょうか。制度改正に伴う「生産の目安」ということでも示されておりますけれども、令和３年から非常に数字的にも増えてきているところであります。

令和４年作付けに係る水田総面積見込みは、約2,800haとなっており、うちＲ４年産「生産の目安」設定では、水田作付が2,191ha、うち主食用米以外の水田活用米穀面積は、352.8haとなっており、水田作付け面積以外の約630haが転作面積となる見込みであります。

議長（高橋昭典君）　７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　また、こちらの要望として、土地改良区の水利料の減免とか、あと、転作にならない土地の地目変更、田から畑地とか雑種地とか。そういうことを農家の方が希望すれば、極力していただきたいっていうことで、お答えをお願いします。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　この、経常的な経費の問題については、今ここで、何をしますということではなくて、やはり経常的な経営の中で、先ずは、調達をしていただくということがよろしいのではないかと思います。
　それから、地目変更の関係については、農業委員会等がありますので、そう簡単には、農地を地目変更するというわけには、ならないんだろうと思います。ただ、不作付地もいくつかできているようでありますので、そういうところは、耕作不能ということで、雑種地か何かになる可能性があるかも知れませんが、一般の農地を地目変更して、農地以外にするというのは、そう簡単なものではありません。特に、農業振興地域、農用地区域内においては、容易ではないということは、ご理解いただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）　農業委員会会長、津谷俊弘君。

農業委員会会長（津谷俊弘君）　昨年暮れに国から示されました稲転作交付金についてなんですけども、農業委員会としてもやはり大きな問題としてとらえて、調べて参ってきてるんですけども、先程町長が仰られた通りまだ情報が少ない中、現在、改良区に対して賦課金を払って、なかなか田んぼにならない、なりずらいというところ、現在町内に30haぐらいございます。
　それに関しては、改良区としては全て水が入り、５年後には田んぼにするという計画の下に、今年１年調査をするそうです。
　ただ、それでこの30町の分はいいですけども、それ以外に昔からため池でやっていたため池から水を引いて作っていた田んぼが、町内に20haぐらいございます。問題は、その20haをどうするかということなんです。それで、そこは５年後には田んぼにしようとしてもなかなか難しいというか、非常にハードルが高い。それで、改良区か農協、勿論、産業振興課にもいろいろ相談持ちかけたんですけども、今現在決まっているのは、５年後にそういうふうにやっていきたい。国の方針に、ですね。それまでに、どれぐらいのものが必要なのかと、今、まだ全然詳細は決まってないという状態なんです。
　ただ、やはり農業委員会としても、遊休農地の防止という仕事がありますから、それは非常に困ったことだなと。町にとっても、農協にとっても、全体の水田面積に対しての種子の配分ですとか、作付面積の配分があるものですから、その地目は田として残しておきたいというのが今の考え方です。
　ただ、それを今、どうするか。これからいきなり何かをしようかとか、

いきなり水を入れようかという考えではなくて、今、静観しつつ、いろいろな情報を収集しているところでございます。以上です。

議長（高橋昭典君）　７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　最後になりますけれど、土地改良区、ここでは東和土地改良区さんの件なんですけれど、その用水を利用して、農業者ではなく、農家地区、市街地を抜いたところ、市街地地区は下水道支払いしてますが、ここで、農家地区は合併浄化槽を利用しておりますよね。
　それは、東和土地改良区の土地っていうか、川に流してるのかなと思うんですが、その辺もし、お答えしていただければ。よろしくお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　他団体の関係ですけど、答弁できますか。
　税務定住課長、吉原敬晴君。

税務定住課長（吉原敬晴君）　合併浄化槽から排出される水については、基本的には東和さんの用水の方に排水されているというふうに認識しております。以上です。

議長（高橋昭典君）　７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高橋昭典君）　以上で、藤倉議員の一般質問を終ります。
　ちょうど 12 時までとご配慮いただきまして、ありがとうございました。
　以上で、一般質問を終わります。

　昼食休憩に入ります。
　再開は、13 時。
　なお、13 時より東川町表彰条例による表彰式を行い、終了後、会議を継続して議案審議に入りたいと思います。（休憩宣言。12：01）

　休憩前に引き続き会議を再開いたします。（再開宣言。13：32）

○日程第２　議案第１号

議長（高橋昭典君）　日程第２、議案第１号「令和４年度東川町一般会計予算について」を議題とします。
　提案理由と議案説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
　最初に、歳出。
　事項別明細書により款別に進めて参ります。

35 頁、１款　議会費（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
37 頁、２款　総務費（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
83 頁、３款　民生費（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
93 頁、４款　衛生費（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
101 頁、５款　農林業費。
３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）

農林振興費のカントリーエレベーター整備事業１億円についてお伺いいたします。
このカントリーエレベーター整備事業というのは、今年度スタートして、最初の初年度ということで１億円これから歳出していこうというものなんですが、こちら町の主力、町の基幹産業の農業に関わることではあるとは思うんですが、これを東川農協単独で行う事業ではなく、町が１億円の支援を行っていくっていうこの意味や効果につきまして、町長にお尋ねいたします。

議長（高橋昭典君）

町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）

東川町は、1895年、明治28年に開拓の鍬が入れられました。本州の四国や、或いは、富山県の各県の方々によって入植が始まって、今日まであるわけですけども、この今日まで町の姿をこのように保ってこられたというのは、農業です。明治28年に入植が始まりましたけれども、明治29年から米の作付けが行われ、そして、1900年代になってから、北立を中心として、米の作付けが進行いたしまして、全町的に普及してきたということだと思います。
そのことによって、この町の姿が、今、水を張る水田があって、町の産業を大きく支えている、或いは、国民の命を支えているということではないかと思います。
今回のカントリーエレベーター事業というのは、町が、事業主体でやることもできるんです。ですが、町が事業主体でやるということは、様々な産業がありますし、それから、維持管理の問題も出てくるでしょう。
ですから、町がやるのではなくて、農協さん、農家の方にやっていただくということがよろしいのではないかということで、農協さんが事業主体で取り進めるということになりました。
そういう関係から、町の産業を支える、そういう視点から、また、支えていただいた、そういう視点から、町はできる限りの支援をしようという考え方でございまして、今回、その始まりとしてのスタートの年でありますが、１億円を交付しようという予定をしてますことをご理解をいただきたいと思います。

議長（高橋昭典君）

３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）

その先の出来上がった際、以降ですね。町にもたらす、効果というんでしょうかね、メリット、そのあたりについて、少しお伺いいたします。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　これは、本来は農家の皆さん方が負担をするということでしょう。
その負担をするとすれば、売り上げの中、いわゆる、生産の額の中から、それを控除しなければいけないということになります。
控除するということは、それだけ所得が減るということになって参りますので、農家の皆さん方の所得が少しでも向上するように、その所得が向上するということが、住民税に跳ね返り、所得税にも跳ね返っていくわけでありまして。様々なニーズに応える財源を生み出す、大きな力になるだろうという考え方もございますから、住民福祉の向上に大きく貢献する。そういう視点が、期待をしているところであります。

議長（高橋昭典君）　ほかにありますか。（「なし」の声あり。）
では、次に進めます。

109頁、６款　商工費（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
117頁、７款　土木費（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
129頁、８款　消防費（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
131頁、９款　教育費（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
157頁、10款　災害復旧費（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
161頁、11款　公債費（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
163頁、12款　諸支出金（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
171頁、13款　予備費（「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入に移ります。
歳入事項別明細書13頁町税から34頁町債まで、一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。
３番、飯塚達央君。

３番（飯塚達央君）　それでは、歳入の中の22款１項。町債３目辺地対策事業債についてお伺いいたします。
この辺地対策事業債、今年は、前年比で19億円増しの28億円とかなり大きな金額になっておりまして、全体の予算規模も136億円となっている中で、この辺地対策事業債の中の「キトウシ保養施設整備事業」の方で21億ぐらい占めておりまして、これが非常に大きな今年の事業だというふうに見て取れます。
これは財源としては、辺地債ということで、後に特別交付税で国から手当てが行われるということなんですが、とはいえ、町の借金であることには間違いなく、それで、令和４年度末の町債残高を見てみますと、146億円ということで、令和４年度１年間で約16億円程増える見込みになってます。
そして一方で、減債基金の方も１億5,000万円減っていくということに

なっておりまして、これちょっと、財政健全化の観点から、今回のキトウシ保養施設整備事業は、後に将来負担として響いてくるんではないかなというふうな懸念も持たれております。
町長は、先のお話しの中で、今回の予算の中で、将来の負担が出ないようにということをさらに具体的なキトウシ保養施設が将来の運営費等で負担にならないよう配慮していくというふうに、お話しされたと思うんですが、そのあたりのところの懸念を解消していただきたく、答弁をお願いいたします。

議長（高橋昭典君）　町長、松岡市郎君。

町長（松岡市郎君）　今、ご指摘がございましたように、今年の場合は、起債の額が例年に比べて最も高い、多分、予算を組んで、最高額になっているんだろうと思います。
今日の一般質問の中にも出ておりましたけれども、高負担と、住民の高負担という話しがございました。高負担は、結局、最終的に何が負担になってくるかというと、どんな経営も同じなんだろうと思いますけれども、借金をした、起債をした、その額の償還。今は利息が極めて低いから、そうではないんですけど、利息が３％、或いは、10％なんていう時もあったわけですから、やっぱり償還をするというのが大変なわけです。
ですから、先ず安定させようというわけには、償還する額を前もって積立てるか、或いは、数年の間に積み立てるということが必要ではないかと考えています。
ですから、例えば、21億となると、一般財源は４億2,000万必要になってくると。償還。この４億2,000万円について、今年、令和４年度、５年度、６年度ぐらいで、３年間で、当初は、3.9億台と言っていましたけど、若干増えますけども、４億2,000万円については、今年のこのあと積めるように努力をし、３年間ぐらいで、負担が基金に積んで、借金が残らないようにする予定であります。
トータルが、146億円ぐらいになっておりますけれども、冒頭、市川副町長が、予算の中でも説明いたしましたように、交付税措置のある部分、それから、基金に積み立てた分、或いは、公営住宅の家賃分なんかを引きますと、26億7,400万円になるということ。さらにまた、来年も起債は増やしますけれども、起債を増やす分は、その償還以上は、積み立てをするということでありますから、年々償還額は減っていくということでございます。
ですから、実質起債額は、26億7,000万と同じ。それぐらいの推移が、これからも続いてくということでありまして、私が町長になる前の平成14年の、2002年でしょうかね、2002年の額と比較をいたしましても、逆に減ってるというような状態でありますし、これからも減るように財政運営をしていくということを申し合わせておりますので、心配なく推移を見守っていただければと思っております。

議長（高橋昭典君）　他に質疑ありますか。(「質疑なし」の声あり。)
以上で、歳入の質疑を終わります。

次に、予算書６頁、７頁の第２表「債務負担行為」、８頁、９頁の第３表「地方債」、予算書１頁の第４条「一時借入金」、第５条「歳出予算の流用」までを一括して質疑に入ります。
質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。）質疑なしと認めます。
予算に係る資料説明など、予算全般を通して質疑があれば、発言を許します。発言ありませんか。(「質疑なし」の声あり。）なしと認めます。
以上で一般会計についての質疑を終結します。

討論に入ります。反対討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第１号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第１号「令和４年度東川町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第３　議案第２号

議長（高橋昭典君）

日程第３、議案第２号「令和４年度東川町公共下水道事業特別会計予算について」を議題とします。
提案理由と議案説明は既に終わっていますので、直ちに質疑に入ります。
歳入歳出予算は、事項別明細書５頁からであります。
歳入歳出全款一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
次に、予算書４頁、第２表「地方債」及び予算書１頁第３条「一時借入金」まで、一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
討論に入ります。反対討論ありますか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第２号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第２号「令和４年度東川町公共下水道事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第４　議案第３号

議長（高橋昭典君）

日程第４、議案第３号「令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計予算について」を議題とします。
提案理由と議案説明は既に終わっていますので、直ちに質疑に入ります。
歳入歳出予算は、事項別明細書５頁からであります。
歳入歳出全款一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。

次に、予算書４頁、第２表「地方債」及び予算書１頁、第３条「一時借入金」まで、一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
討論に入ります。反対討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
議案第３号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、議案第３号「令和４年度国民健康保険東川町立診療所特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第５　発議案第１号

議長（高橋昭典君）

日程第５、発議案第１号「東川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
提案理由と議案説明を求めます。
９番、正満正義君。

９番（正満正義君）

ただいま、議題となりました発議案第１号「東川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由と改正内容についてご説明いたします。
本案は、藤倉智恵子議員、畑中雅晴議員の賛成を得て、地方自治法第112条及び議会会議規則第14条の規定に基づき提案するものであります。
今回の提案する規則の一部改正については、第５次男女共同参画計画に基づき地方議会において、議員活動と家庭生活の両立、誰もが活躍しやすい環境を整える観点から、出産・育児・介護などを理由とする会議の欠席について、欠席事由の明確化を規定すること、出産の際の欠席期間の範囲を明文化するものであること、行政手続きの押印廃止が進められるなか、議会においても押印についての見直しを行う検討が進み、令和３年２月９日に、標準、町村議会会議規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。
それでは、改正内容を説明しますので、資料の新旧対照表を併せてご覧ください。
第２条第１項中「事故」を「公務、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第２項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。
第89条第１項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。会議規則第62条の次に次の１条を加える。
施行期日は、公布の日から施行するものです。
以上が発議案第１号の説明であります。
ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。反対討論ありますか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。
発議案第１号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、発議案第１号「東川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第６～７　意見書案第１号～第２号

議長（高橋昭典君）　次に、日程第６、意見書案第１号から日程第７意見書案第２号については、提出者が同一でありますので、これを一括議題とします。
日程順に従い、順次、議案の趣旨説明を求めます。
７番、藤倉智恵子君。

７番（藤倉智恵子君）　（登壇）
意見書案第１号「中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査を求める意見書」について。
畑中雅晴議員、正満正義議員の賛成を得て、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。本文は省略させていただき、記より朗読いたします。
記
１.直ちに日本政府として調査することを要請する。
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を高橋昭典議長名で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官様へ提出いたします。

続きまして、意見書案第２号「助産所における出産の体制確立を求める意見書」について。
畑中雅晴議員、正満正義議員の賛成を得て、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。本文の上段は省略し、中段より、また、記を朗読いたします。中段以降の誤字訂正２カ所ありますので。先ず、「令和」の「令」、１カ所と「上川中部二次医療国」とあるのを「圏」に直します。
東川町は、１市９町からなる上川中部二次医療圏に属し、町立診療所に産科はなく、町内に助産所もないため、中核市である旭川市の機関に依存しています。出産世代には移住者も多く、新型コロナウイルス感染症も影響し、親族の支援を受けにくいケースもあり、家庭的なサポートを得られる助産所や、助産師の介助による自宅出産は、町内年間出生数の約１割を占めることもあり、大きな役割を果たしております。
令和３年８月以降、旭川市内の３つの助産所において、嘱託医と連携医療機関が見つからず、分娩の取り扱いを休止しています。助産所で出産予定だった妊産婦は転院を余儀なくされました。身近な地域において、安心して出産ができる助産所を失うことは、女性やその家族にとっても、

社会にとっても大きな損失であります。
よって、道においては、上川中部二次医療圏の妊産婦が、安心・安全に助産所や自宅で出産できる体制の確立を、一刻も早く図ることを求めます。
記
１.「北海道医療計画」第３章第 10 節の３「必要な医療機能」に示された「正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携」を早急に実現すべく、道内の周産期医療における助産所の位置づけを明示し、嘱託医や嘱託医療機関確保のための体制構築、緊急搬送先体制の確保をすること。
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を高橋昭典議長名で、北海道知事様へ提出いたします。以上であります。

議長（高橋昭典君）
これより意見書案毎について質疑に入ります。
最初に、意見書案第１号について質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。反対討論ありますか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
意見書案第１号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、意見書案第１号「中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第２号「助産所における出産の体制確立を求める意見書について」質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。反対討論ありますか。（「討論なし」の声あり。）
討論なしと認めます。
意見書案第２号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）
異議なしと認めます。
よって、意見書案第２号「助産所における出産の体制確立を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第８～９　意見書案第３号～第４号

議長（高橋昭典君）
次に、日程第８、意見書案第３号から日程第９意見書案第４号については、提出者が同一でありますので、これを一括議題とします。
日程順に従い、順次、議案の趣旨説明を求めます。
６番、畑中雅晴君。

６番（畑中雅晴君）

（登壇）

意見書案第３号「地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書」について。

藤倉智恵子議員、正満正義議員の賛成を得て、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。本文を省略して、記より朗読させていただきます。

１．カーボンニュートラルの実現を着実に行うこと。

２．海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。

３．被害対策の策定と支援を行うこと。

４．長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。

５．赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。

６．コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

ご審議、ご決定いただければ、地方自治法第 99 条の規定により高橋昭典議長の名前で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣様へと提出させていただきます。

続きまして、第４号「水田活用の直接交付金見直し」の再検討を求める意見書について。

藤倉智恵子議員、正満正義議員の賛成を得て、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。本文を省略して、記より朗読させていただきます。

１.地域農業の実態に即した政策の転換と、水田活用の直接交付金の見直し方針の再検討を行うことを政府に対して強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定によりご審議、ご決定いただければ、高橋昭典議長の名前で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣様へと提出させていただきます。

ご審議、ご決定よろしくお願いいたします。以上です。

議長（高橋昭典君）

これより、意見書案第３号について質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。反対討論ありますか。（「討論なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

意見書案第３号について採決いたします。

本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって、意見書案第３号「地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第４号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「質疑なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。反対討論ありますか。（「討論なし」の声あり。）

討論なしと認めます。
意見書案第４号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、意見書案第４号「水田活用の直接交付金見直し」の再検討を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

○日程第 10　決議案第１号

議長（高橋昭典君）　日程第 10、決議案第１号「ロシアによるウクライナへの軍事侵略を非難しロシア軍の即時撤退を求める決議について」を議題とします。
提案理由と議案説明を求めます。８番、安原芳博君。

８番（安原芳博君）　（登壇）
決議案第 1 号。提出者、私は全議員だと思っておりますが、一応安原です。
賛成者、東川町議会、全議員。
ロシアによるウクライナへの軍事侵略を非難しロシア軍の即時撤退を求める決議について
上記の議案を、会議規則第 14 条第２項の規定により提出します。
ロシアによるウクライナへの軍事侵略を非難しロシア軍の即時撤退を求める決議。
ロシアは、我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、本年２月 24 日、ウクライナを侵略しました。
ロシア軍によるウクライナへの侵略は、武力による一方的な現状変更を認めないとの国際秩序の根幹を揺るがしかねない、極めて深刻な事態であると同時に、武力の行使を禁止している国際法、及び「主権の尊重」「領土の保全」「武力行使の禁止」を義務付けた国連憲章にも違反するものであり、到底許されるものではなく強く非難します。
さらに、ロシアは世界各国からの非難や攻撃中止の要請を無視し、首都キエフなどウクライナ各地を攻撃し、幼い子供を含めて大勢の国民が死亡したと報道されており、人道的にも許されることではなく、強く抗議するものです。
また、プーチン大統領が、核使用を前提とするかのような発言をしていることや、原子力発電所関連施設を攻撃した事実は、唯一の被爆国の議会として厳しく非難するものです。
よって、平和宣言ともいえる「共に」宣言をしている東川町の議会としては、ロシア軍によるウクライナへの侵略を強く非難するとともに、即時に攻撃を停止し、部隊の撤退を強く求めるものです。
以上、決議します。

議長（高橋昭典君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「質疑なし」の声あり。)
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。反対討論ありませんか。(「討論なし」の声あり。)
討論なしと認めます。

決議案第１号について採決いたします。
本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり。)
異議なしと認めます。
よって、決議書案第１号「ロシアによるウクライナへの軍事侵略を非難しロシア軍の即時撤退を求める決議について」は、原案のとおり可決されました。

○日程第 11　調査報告第１号

議長（高橋昭典君）　日程第 11、調査報告第１号「学校教育及び生涯学習推進分野における現状について」を議題といたします。
調査を行った総務文教常任委員長より、報告を求めます。
７番、藤倉智恵子君。

７番(藤倉智恵子君)　（登壇）
調査報告第１号
総務文教常任委員会は、閉会中において所管事務調査を次のとおり実施したので会議規則第 77 条の規定により報告します。
所管事務調査報告書
１．実施日時　令和４年１月 25 日（火）9：30～11：30
２．調査事項
1）小学校における新型コロナウイルス感染症発生の対応について
2）いじめ問題について
3）町民対象の健康維持活動について
4）ＧＩＧＡスクールの進捗状況について
5）わくわくプレイスについて
6）教職員の現状について
３番から７番の調査の経過と結果を省略し、
９．調査の意見のみ朗読いたします。
いじめ問題は本町においては大きな問題は起きていないとのことであるが、今後も充分に児童、生徒の動向を把握し適切な対応をしていただきたい。
Ｒ－ＢＯＤＹが行っている健康維持活動は、「大変良い企画で、体の調子が良くなった」などの町民の声も聞かれる。引き続き、町民の希望も聴きながら継続、発展させていただきたい。併せて、現役世代にも要求が強いことから、現役世代の要望を調査しながら利用可能な曜日や時間帯などを考慮し、筋肉トレーニングを含めた企画も検討してほしいと考える。今後、指導者を育成し継続することが課題である。
ＧＩＧＡスクール構想の導入は、特に低学年では健康管理も危惧されていることから、使用時間や使用方法などの基準、健康管理について、十分教育して運用していただきたい。また、読む、書く、等の基本操作が重要視されており、パソコン、タブレット等の使い過ぎが脳の発達にも良くないという研究もあり、十分配慮して導入・活用していただきたい。通学時の重たいカバン問題を解決すべくデジタル教科書への転換が早期に望まれる。不登校児童や、コロナなどで自宅待機時の遠隔授業の本格導入に向けて体制づくりを進めていただきたい。
学校教育の現場では、児童・教師との状況に応じた多様な対応が求められており、教職員の負担は益々増えてきている。必要に応じて個別な

対応も重視していただき、教職員に必要な研修や人員の増員など十分配慮し、教職員の職場環境、健康管理に努めてほしい。
不登校の原因は多種多様であり、それにより生徒一人ひとりの状況に応じた対応が必要となる。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置もあり奮闘されている。引き続き必要に応じて増員するなど対応についてご検討いただきたい。
また、それぞれの個性や能力に応じて、良い点を引き出し、進む道を見出せるようなきめ細かな指導・援助を期待する。以上であります。

議長（高橋昭典君）　本件は報告済とします。

○日程第 12　調査報告第２号

議長（高橋昭典君）　日程第 12、調査報告第２号「東川町における除雪対策の現状・課題について」を議題といたします。
調査を行った産業建設常任委員長より、報告を求めます。
６番、畑中雅晴君。

６番（畑中雅晴君）　（登壇）
調査報告第２号、所管事務調査報告。
産業建設常任委員会は、閉会中において所管事務調査を次のとおり実施したので会議規則第 77 条の規定により報告します。
所管事務調査報告書
１．実施日時　令和４年１月 25 日（火）9：30～11：30
２．調査事項
1）東川町における除雪対策の現状・課題について
以下、お手元の資料の通りであります。
９．調査の意見を発表させていただきたいと思います。
本町の除雪は、丁寧に行われており冬期間の交通の安全に寄与しているが、新規宅地造成等で、市街地の除雪延長は伸びている。交通量の多くなる時間前に完了させるため、担当場所の負担が増えるとその分危険も増えることから今後増員、増車などの余裕をもった作業体制が必要と考える。１回の排雪に係る日数は概ね 14 日間かかるため、新規に堆積場所を設けたり、カット排雪などの対策で日数の短縮に努めているとのことであったが、排雪ダンプの往来を分散させることで、春先の道路補修費の削減にもなり今後も継続が望まれる。
近年、民間除雪では人材確保に苦労しているが、本町では通年、冬季の職員の変化はなく安定している。出動計画の明確化や大型除雪車両の後方の死角対策のバックモニター、冬季臨時職員の賃金体系の見直しなどを行っているが、今後も安全対策、人員確保などを継続し、快適で安全な道路維持に努めていただきたい。
高齢者事業団で除雪作業を引き受ける人が不足しているとのことだが、町民の協力が得られるしくみづくりや啓発の取り組みも大切である。除排雪にかかる日数や道路維持補修の経費を増やさずに生活に不便を与えないレベルの除排雪がカット排雪であるということをしっかり広報していただきたい。以上です。

議長（高橋昭典君）	本件は報告済とします。

○日程第 13～15

議長（高橋昭典君）	日程第 13 から日程第 15 までは、「各常任委員会委員長及び議会運営委員長からの閉会中の所管事務等の調査の申し出」であります。 これを一括議題とします。 申し出の内容は、各委員長から会議規則第 73 条の規定により提出された申出書のとおりです。 各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり。） 異議なしと認めます。 よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査とすることに決しました。

○閉　　会

議長（高橋昭典君）	以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。 これで令和４年東川町議会第１回定例会を閉会します。

以上、会議の経過は、本議会書記が記載したものであり、これに相違ないことを証するためここに署名する。

東川町議会議長　　高橋　昭典

会議録署名議員　　飯塚　達央

会議録署名議員　　薦田　敏次